
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

平成30年3月5日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成30年3月5日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
8 番 井 藤 稔	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

午前 9 時 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。にわかに春めいてまいったところです。

議員の皆さんには連日の委員会、そして本会議と御苦労さまです。

直ちに平成 30 年 3 月第 1 回定例会 2 日目を開催します。

ただいまの出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第 1、一般質問を行います。

ここで、本日そして明日の一般質問の通告者の紹介を行いたいと思います。

本日 3 月 5 日、9 時から通告順 1 番、加藤議員、おおよそ 9 時 30 分から通告順 2 番、松田議員、休憩を挟みまして午前 10 時 45 分から通告順 3 番、江田議員。昼食を挟みまして、午後 1 時から通告順 4 番、井藤議員、午後 2 時から通告順 5 番、河中議員が行います。一般質問 2 日目、3 月 6 日、通告順 6 番、松本議員、午前 9 時から行います。通告順 7 番、三島議員、午前 10 時から行います。以上、本日そして明日、7 名の議員が一般質問を行います。

そういたしますと、日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4 番、加藤議員。

○議員（4 番 加藤 修君） おはようございます。4 番、加藤です。通告に従いまして、2 項目質問をいたします。

初めに、安心・安全な村づくり、1、新入生などの交通安全対策、2、防犯灯の整備状況及び防犯パトロールなどの強化をどのように行うのか伺います。

最後に、住みやすい村づくり、1、イクボス・ファミボス宣言の説明。平成 29 年 11 月にイクボス宣言を行うとともに、県内初のファミボス宣言をされましたが、その内容の説明を求めます。2、健康ポイント事業の推進について、具体的な取り組み状況及びその成果をどうなのか伺います。3、スポーツをする上でのリスクの対処方法は。健康ブームに乗って多くの方が体力づくりをされています。スポーツをする上でのリスク、その対処方法の講習会が予定されていますが、実技講習も含め、説明を求めます。4、ヘルプマークとは。ヘルプマークについては、まだよく知られていないと思いますので、具体的な内容と取り組みについて伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをいたします。かなり声が壊れちゃう。風邪で喉が痛いもので、申しわけありませんが、精いっぱいお務めをしていきます。

新入生等の交通安全対策ということでは、毎年春の全国交通安全運動が行われております。防災行政無線やパトロール等の広報で新入学生の交通安全に対して注意を呼びかけておるとというのが全国的な展開であります。春には、4月の6日から15日の間、取り組みがされるということでもあります。交通安全運動期間中と毎月1日と15日の安心とっとり交通安全県民運動の日には、朝7時半から8時過ぎまで交通安全指導員によって交通所要箇所の交通指導をしていただいております。イオン駐車場付近では、イオンモールに御協力いただいて、警備員の方々に登下校時の時間帯に役場線沿いの警備を強化をしていただいておりますというものであります。

次に、防犯灯の整備状況でありますけども、自治連合会などから防犯灯の新設、移設の要望によって対応をしておるということでございまして、平成26年度から本年度までに水銀灯の防犯灯をLED化計画として、258基のうち107基のLED防犯灯を設置をしております。来年度で完成予定だということでもあります。

それから、パトロールの強化ということではありますが、防犯に関するパトロールの強化では、駐在所との連携を密にしながら、農作物の盗難被害等に対しては、連携して防犯看板の設置や見回りを行っておるというところでもあります。このほかには、青少年育成村民会議によります、夏休み夜間巡回指導パトロールが長年にわたる取り組みであり、ボランティアによる中学校区内での通称青パトによるパトロールなどもやっていただいておりますので、今後も引き続いて要請をしていきたいというふうに考えております。

次に、大きな質問の2番目の住みやすい村づくりに関しましては、まず1つ目が、イクボス・ファミボス宣言の説明ということでございます。

イクボスとは、職場でともに働く部下の仕事と生活の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスを考え、応援しながら組織の業績も結果も出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指すものであります。ファミボスとは、さらに家族の介護などを含めた生活全般に配慮する上司を示すものであります。このイクボス・ファミボス宣言は、11月13日にしたところであります。村長、教育長、課長級以上の職員合わせて10名が宣言をいたしました。特にファミボス宣言は県内初の試みであります。従来の子育てを中心に部下を応援するイクボス宣言にあわせて、介護等の職員の生活状況にも配慮することを宣言したところであります。働きやすい職場の実現のため、有給休暇取得率アップ、時間外労働時間の削減等に努めていく、また、

チェックシートに沿って、イクボス・ファミボス宣言をしたことが実行できているか確認をしていくということでもあります。

次に、健康ポイント事業の推進についてでありますけれども、健康ポイント事業は、平成29年度より実施をしております。健康ポイント対象事業の参加者に健康ポイント手帳を配布し、一定のポイントがたまったら商品券と交換するものであります。平成30年の2月1日現在で635冊のポイント手帳を配布しております。20ポイント到達の申請をされた方が既に3名あるということでもあります。健康ポイント対象事業は、特定健診、各種がん検診、人間ドック、まちの保健室、ウォーキング教室などございまして、毎日の歩かれた歩数を記録していく万歩カレンダーに取り組まれると達成しやすいということが言われております。次年度に向けては、対象事業の拡充や事業への参加が少ない働く世代の方々への配布などを検討しておるところであります。31年度までの3カ年間で予定しておりますけれども、健康への関心を高め、意識の向上につながることを期待をして取り組みをしてるものであります。

3番目にスポーツをする上でのリスクの対処方法という質問でありますけれども、スポーツをされる方、指導される方がさまざまなリスクに対する知識を学び、リスクに対する防止方法や、実際に起こった際の適切な処置を身につけてもらうため、各種講習会を7月の球技大会が始まる前に実施をいたしております。救急救命講習は6月ごろ予定をしております。講師は、村の消防団員であります。

内容としては、主に、運動中に心肺停止になった方に対しての心臓マッサージの方法やAEDの使用法、救急車への連絡から到達までの一連の動きを学ぶというものでありまして、その対象にしておりますのは、体育協会のそれぞれ部がありますので、役員さん、そして自治会体育部の部長さん、副部長さん、そしてスポーツ少年団の指導者、そしてスポーツ少年団の保護者などを対象にやるということでもあります。それから、テーピング講習会というものも予定をしております。これは6月にこれも予定をしておるところでありまして、内容は、さまざまなスポーツで動かす筋肉、腱をテーピングでサポートすることによって負担を軽くし、パフォーマンスの向上につなげるという内容でありますし、けがの防止としても活用が可能です。日常生活で動かす筋肉にも応用が可能だという内容であります。これは全村民を対象に広報をして進めたいということでもあります。次に、熱中症の講習会、5月ごろを予定をしております。内容は、熱中症のメカニズムを学ぶという内容のものであります。対象は、体育協会の委員やスポーツ少年団、それから、そのスポーツ少年団の保護者などを考えております。

以上のような各講習会を開催し、いざというときの対処方法を身につけてもらおうというふう

に考えておるところでありますし、この近年、起こる緊急時の対応に備える講習とは、このようなことが上げられていくのではないかなというふうに考えております。

次に、ヘルプマークとはということですが、ヘルプマークは、義足や人工関節を使用されている方が、内部障がいや難病の方などが外見ではわかりにくいけれども、援助や配慮が必要とされている方々が、周囲の方に配慮を必要とすることを知らせるためのマークでございます。平成29年9月1日に施行された、鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例、愛称は、あいサポート条例の中で、県民または事業者は、このマークを着用している方に対し、その方の求めに応じて必要な支援を行うことが定められております。小原課長、持ちきりでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

課長に今示させますけども、あいサポートマークとは、このようなバッジとプレートを持っていただくという内容のものであります。いかにも優しいものであるかなというふうに思いますので、皆さん方にも、何といたしますか、記憶をしておいていただきたいなというふうに思うものであります。

そして、2月1日から各市町村の障がい福祉関係課の窓口や県庁などで配布されており、本村では福祉保健課が窓口となって、ストラップかバッジのいずれか1つを希望者に無料で配布をしてということで、ヘルプマークを見かけたら、列車やバスの中で席を譲る、駅や商業施設などで声をかけるなどの配慮をお願いするものであります。

以上で加藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますが、小・中学生の新入児に対しての交通安全対策については、教育長から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 加藤議員の一般質問にお答えいたします。

新入生等の交通安全対策に関しまして、小・中学校で行っております主な対策の内容について御紹介いたします。

まず、小学校に関しましてですが、ことしは2月21日に行いました新入学児説明会におきまして、入学までに通学路を親子で歩いていただいて、安全面の確認を丁寧に行っていただくよう保護者をお願いをしているところでございます。そして、入学後は、1週間程度の期間、教員が各方面に分かれて下校指導を行っておるところでございます。各方面ごとにグループになって、教員が横断歩道の渡り方、歩き方などを指導しながら下校するというものでございます。また、登校時には、先ほど村長も申し上げましたとおり、春の交通安全運動期間でもあって、通学路の要所に職員が立ち、交通安全指導員さんや見守り隊の皆さん、そして保護者の皆さん等々と一緒に

なって協力して街頭指導を行っておるところでございます。

その見守り隊でございますが、昨年9月に見守り隊の体制を改めて明確にされまして、地域の有志の方々に日々自宅近くで通学の安全を見守っていただいております。また、車や自転車で通学路を巡回していただいたり、寄り添って一緒に登校していただくなど、交通安全指導を充実していただいております。

4月に入りまして中旬になりますと、米子警察署、日吉津駐在、村の交通安全指導員さん、そして住民課の御協力をいただきながら、全学年対象に交通安全教室を開催しております。実技や講話を通して、交通ルールの遵守の徹底を図っているところでございます。その際、1、2年生の内容としましては、主として横断歩道の渡り方、左右確認の仕方などですし、3年生以上は自転車の安全な走行の仕方につきまして、校庭に設置したコースを実際に自転車を運転するなどしながら、いずれも実技を通して学んでいるところでございます。このほか、日常的には、週末や連休前の交通安全指導、各学級での飛び出しの禁止、左右確認などの注意喚起を随時行っているというところでございます。

最後に、中学校へ進学する6年生を対象に、3月上旬の土曜日に、これも日吉津駐在、村の交通安全指導員、住民課の協力をいただきながら、PTA校外生活部主催の親子自転車教室を行っておりまして、中学校までの通学路を自転車に乗って、危険箇所の確認や指導を行っているところでございます。ことしも、ちょうどおとといの3日土曜日にこれが実施されたところでございます。

続いて、中学校での対策の内容でございますが、中学校は、2月に毎年行われます中学校の新生説明会で交通安全マップを配布して、安全な通学について指導されております。そして、入学式翌日に行う生徒会オリエンテーションで、1年生全体に、パワーポイントを使用しながら、危険箇所と交通ルールについて説明され、安全な登下校についての認識を深める指導が行われているところでございます。また、交通安全運動週間には通学路の危険箇所に教員が立ち、登校指導を行っておりますし、下校時につきましては、通学路の数カ所に教員が立って、安全に下校できるように指導されているところでございます。

いずれにいたしましても、登下校の交通安全の取り組みにつきましては、一日もおろそかにすることができないことであると考えておりまして、関係各位の御尽力に心から感謝申し上げているところでございます。

以上で加藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） ありがとうございます。答弁いただいたとおりでございますので、着実に実施をしていただきたいと思います。二、三。

２月の５日に大雪警報が出ましたが、このときは朝方５時ぐらいから大雪になって、除雪体制も早くて、大変、住民の皆さんも喜んでおられました。この場をおかりをいたしまして、建設産業課さんにはお礼を申し上げます。ありがとうございました。

もう降らないとは思いますが、またきちんとした早期の対応をよろしく願いいたしますが、あのときに小学生が登校しましたですね。臨時休校かなと思ったんですけども、何の放送もないし、昼、降らなかったからいいんですけども、あれがまた大雪警報がそのまんま継続されていて、あれ、大雪になったらどうなるのかなと思ってね。迎えに来たって言われても迎えには行けませんし、臨時休校の規定等があるんでしょうか、課長、どうぞ。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 加藤議員の御質問にお答えします。

警報等の気象情報の発令につきましては、随時注意喚起をしてるところですが、先ほどお話のありました２月５日の大雪ですが、これは２月の４日の夕方ごろから降り始めて、かなりの積雪があったということです。先ほどもあったように、建設産業課の除雪初動が大変早くて、２月５日の朝、大体４時半から７時半ぐらいまでには除雪が完了していました。朝５時ごろ警報が出ているということの確認はしていましたが、６時ぐらいに小学校と協議をしながら、除雪完了しているということで、通常どおりの登校ということで判断をしています。気象情報による警報につきましては、台風なんかでもですが、以前からの気象の予想、それから実際のそのさなか、今後の予測というところでの判断をしながらなんですけども、そのときには積雪の方向としては、もう余り降らないだろうという部分も含めて判断をして朝の登校をしておりますし、それ以前に、３０年の１月の２４日ごろにも１０数センチの積雪でしたが、ありました。このときには、曜日の途中でしたので、その時々判断をさせていただいていますし、下校を早めないといけなかなというときの判断につきましては、低学年につきましては、１、２年生につきましては教員が集団で下校時について、危険箇所を誘導しながら下校をさせると。高学年には、下校の指導をしながら行くと。児童館に通っている児童につきましては、児童館のほうに引率をして、児童館に連れていくというところで、保護者の方に、気象情報の緊急でお迎えに来ていただくということはありません、下校を早めるという判断をした場合に。ただ、先般もありました、地震時のように、保護者に引き渡しをしないといけないうときには緊急の放送をして引き渡しをしますが、

それ以外については教員や、それから児童館等で対応していますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） 今回は大雪でしたけど、これからずっと台風とか自然災害等がありますので、命にかかわることです。対応を早目に、安全にしていきたいと思います。

私も見守り隊をやっているわけですが、特に１年生の登校の方法はどういうふうにしたらいいのでしょうかという問い合わせがございまして、今吉では役場線のところ、５号線のところも立っていますので、あそこに１年生が全員集合して、７時３０分に出発するという、ことしも１年間それですとやりましたけども、前は５、６年生と一緒にいくというようなことがあったんですけども、今、保護者の人が連れてきて、全員そろったら出かけると。だんだんなれてきましたので、今は１人で行くようになりましたですけども、そういったところの方法はどうされますか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 加藤議員の御質問にお答えしますが、日吉津の小学校では、集団登校という方法はとっておりませんで、各自治会から、通学路を通っている間にある程度の集団になって来ているのかなというところです。

先ほど加藤議員が言われました今吉では、以前は５、６年生が、集団登校ではないけれども、ある程度の塊をつくっていたんだけどということかなと思いますが、ちょっとそういった方法は、それぞれのところでとっておられたという部分なので承知はしていないんですが、安全な登校方法ということで、先ほど教育長もお話ししましたとおり、新入学児の入学の説明会のときに通学路の地図をお渡ししまして、自分の家から一番近い太い線のところを通ってきてくださいと、入学式までに日数がありますので、土曜日でも日曜日でも、そういったところで保護者の方と一緒に歩いて、こういったところが危険だよ、この交差点はここですとまって、右、左ちゃんと確認するんだよという、そういった交通安全指導も含めて、登校の経験を何回かさせてくださいというお願いをしていますということで、集団登校というところでは現在考えておりませんので。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） それでは、健康ハツラツポイント事業ですね、これですね、手帳、これです。それで、これが２０回になると商品券と交換する。これですね、これがチラシです。こういうチラシでやっておられます。ポイント手帳をもらおう、ポイント

をためようということが書いてあります。もっとこれについてももう少しちょっと詳しく。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

先ほど示していただきました、これが健康ハツラツポイント手帳でございます。これは村民の皆様にはさまざまな健康事業に取り組んでいるんですけれども、より主体的にみずからの健康づくりをしていただこうと、そして健康寿命を延ばしていただきたいという思いから始めたものでございます。先ほども答弁の中にありましたが、さまざまなイベントに、それに参加すると、例えば住民健診だと5ポイントですとか、人間ドックだと5ポイントというようなポイントをつけまして、そこに参加していただいた方にその場でスタンプを押すということにしております。それが年間に20ポイントたまったら、一応1,000円の商品券に交換するという事でお願いをしております。まだポイント手帳をお持ちではない方もたくさんいらっしゃいますので、30年度も継続してやっていくわけなんですけれども、どうやったらこれを皆さんに持っていていろいろな事業に参加していただけるか、それから対象事業についても、もっと幅を広げて、例えば教育委員会との共催なんかも対象にできないかとか、そういったことも工夫をしながら進めていきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） もっとPRして広く広まればいいと思いますので、どんどんやっていただきたいと思います。

ヘルプマークというのはこれですね、今、見て、こういうのですね。余り知らなかったんですけども、これをもうちょっと詳しく。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

先ほどストラップとバッジ、ごらんいただきましたけれども、義足とか人工関節をしている方、そして内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、援助や配慮を必要としている方がこれをお持ちの場合には、これを見かけられた方が手を差し伸べるとか、そういった思いやりの行動をとっていただきたいということで、鳥取県では昨年から始められました。そして、この2月からはこの配布を各市町村の窓口でも配布するようにしております。ですので、そういった対象の方は役場のほうにとりに来ていただきたいと思います。

申請のほうは、名前とかも書いていただく必要なくて、援助や配慮を必要とする状態だけにチェックを入れていただくというような簡単なものでございますので、遠慮せずにお出かけをいた

だきたいというふうに思っております。

ちなみにこれが平成24年度に東京都から始められた制度ということで、電車の中とか、そういうような配慮がしてあるのは、そういった都会で始められた部分であるからということが言えると思います。ぜひこの制度を御利用いただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で4番、加藤議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山路 有君） 続いて、9番、松田議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） おはようございます。9番、松田です。

一般質問に入る前に、2月24日の新聞にバス路線再編成計画が掲載されておりました。日吉津村内に新たにバス路線ができる予定という内容でした。詳しくは知りたいと思いますが、通告はしていませんので、話せる部分があれば説明をしていただけたらと思います。

では、一般質問に入ります。

最初に、保育所建てかえの考えと見通しについて質問します。

改修や補修を続けて42年になる保育所の建てかえを早急に考えていただきたい。今、日本では、誰もが経験していない人口が減少する社会に直面している中で、日吉津村の人口が現在のまま増加し、維持して発展していくためには女性の社会進出を積極的に進める必要があると思います。その後押しとして子育てしやすい環境づくりは極めて重要な課題であり、特に共働き世帯の増加に伴う保育所建てかえは優先度の高い政策の一つだと考えます。

そこで、現在の保育所は昭和51年11月30日に建設されてから、改修や補修を続けて、ことして42年目となります。村長は、施政方針や自治会で行われている行政懇談会の中で、保育所が手狭になっているので、増加傾向にある園児数に対応し、待機児童ゼロを実現するために保育所の建てかえを検討する時期が来ているので、関係者の御意見を伺いながら議論を進めると言われておりますので、できるだけ早急に建てかえをお願いしたいものであります。

しかし、一方で、保育所建てかえについては、長期的な視点に立つことも必要という意見もありますが、その一つに、将来、子供の数が減少する社会を念頭に置くことや、今後、社会経済環境が大きく変化する女性に対して、雇用関係の変化や家族のあり方、また、女性が仕事と育児の両立しやすい労働環境づくりや、共働き世帯数は増加し続けていることなども想定しながら、保

育所の建てかえについては並行して考えていくべきではないかという意見もあります。以上のことを踏まえながら、今後、保育所建てかえの考えと見通しについて伺います。

次に、図書館で自習利用の改善について質問いたします。

27年に開館されたヴィレステひえづの施策につきましては、開館前から多くの村民集会や行政の対策委員会などの中でさまざまな検討がなされ、今日に至っております。しかし、開館から3年が経過し、いろいろな問題点が出ているのも事実であります。その中で、ヴィレステ内の図書館につきましては、村の方針として、村民の暮らしに役立ち、生涯学び続ける意欲を支援するため読書に親しむことができる環境づくりを目指すかとあります。このことは、図書館は本来、所蔵している資料を読んだり調べたりするところで、学校の勉強をする場所ではないという位置づけだと思います。現在、子供たちは、多くの人が出入りしている出会い広場で勉強していますが、なぜ出会い広場で勉強しているのかなどにつきましては、これまでさまざまな場所でその理由などを伺って理解しておりました。しかし、これだけ立派な図書館ができたのに、最近、図書館を利用する人を見かけないという声がある中で、なぜ図書館で自習利用ができないのか、また、日吉津の子供たちは、わざわざ米子図書館まで利用しに行ってるなどの声を聞きます。

そこで、日吉津村の宝である学生や大人を含めて、図書館で自習利用ができるように改善できないのか、また、その理由を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、保育所の建てかえと見通しはということでもありますけども、保育所は園児数の増加に伴いまして、これまで増築や改築で対応をしてきたということでもあります。手狭になってもきておりますが、現在の状況の中では、これ以上増築するのも困難かなというふうに思ってますし、決定的なのは、やっぱり一部屋ごとの保育ルームの規模は基準には合っておると言いながらも、各地のといえますか、近隣の、このごろできる保育ルームを見てますと、保育ルームが非常に小さいというの也有ります。例えば20人の定員の子供たちが椅子に整列をしてきちんと座っておれば、そこで何とかしのげますけども、子供たちが動く、行動をするときには、やっぱり保育室が狭いなということで、これはどなたが見られても、いやあ、狭くなったな、体格もよくなったしなというようなことだと思っています。決定的なのがそこがあるかなというふうに思ってます。さらには、建築からかなりの年数も経過しておりますし、今後、待機児童ゼロの実現のためには、これまでも申し上げてきたとおり、建てかえを検討する時期に来ておるのかなというふうに思い

ます。

日吉津村では、インフラ施設を適切に管理運営をしていくために、日吉津村公共施設等総合管理計画を昨年の3月に策定しております。今後はこの計画を基本とし、保育所の建てかえや大規模改修など、十分な検討が必要な計画については、財政的な将来設計を見据えながら個別施設計画を策定し、計画に取り組んでいく予定にしております。保育所の建てかえについては関係者の意見も伺いながら、児童館との複合的な建設も視野に入れなければならないということは、先ほど申しあげました公共施設等総合管理計画においては、どちらかといえば、面積を有効に使えと、複合的に使えという言い方が前提にありますので、やっぱりそこをもとにしながら考えていかなければならないかなというふうに思っております。

それから、確かに子供さんが減っていくという時代ではありますけれども、でも、希望出生率1.8ですか、その実現を国全体でしていくためには、今の保育所の規模を我が村で考えたときには、必要でないかなというふうに思っております。現に27年度から新たな子ども・子育て新制度が始まって、一気に2カ所の、ゼロ歳から2歳までの保育施設が必要になったわけですので、それはある程度の減少社会に入ったけれども、保育の場が必要になるだろうなというふうに思ってます。

それから、もう一つ、懸念材料としては、民間の企業が保育を手がけると、自社の従業員の保育を基本に民間が保育所を運営するということが出されております。それは保育料が1万円程度であるということで、我が村のゼロ歳から2歳までの保育料の2万円程度の平均のことから思えば、非常に安いわけでありましてけれども、それは企業が運営費の半分以上を負担するというようなことになっておりますので、そういう料金で供給ができるということではありますが、保育のいわゆる受け入れ体制側でいいますと、子供の数に対して保育士を何人ということ、保育士を基準に今の我々が運営します保育所は、子供の数と保育士の数が国の基準に見合ったものでやっておると。それではなおかつ足らるので、加配の保育士を県から補助金をもらったり、そして支援が必要な子供には、当然でありますけれども、支援の保育士を加配としてつけてやっておるといいう状況でありますけれども、民間の保育所は、基準の緩いところでは、我々が守ってというか、運営の保育士確保の基準にしております正規の保育士の有資格者が半分以上でいいという、民間のゼロ、1、2の保育所も出ておりますので、それはあるんでしょうけれども、やっぱり保育ということを考えたときに、どれがいいのかな、住民の皆さんが、保護者の皆さんが果たしてどういう保育を求められていくのかなということと考えなければならぬと思っておりますし、それから、女性が働きやすいということも質問にあったわけでありましてけれども、今、日本は大変な人手不足になっ

てますので、それはやっぱり女性や全ての方が働きやすい環境をつくっていく、特に保育所は女性が働きやすい職場を、働きやすい家庭の環境をつくっていくということでは、大事な施設だというふうに思ってますし、子供さんが育っていかれるゼロ、1、2、そして就学前までの子供の成長は大事な時期だというふうに思ってます。これはこのごろの平昌オリンピック見ますと、15歳だことの14歳だことの、そして将棋においても卓球においても、そういう若い年代の方がピークを迎えられるということのようでありますので、やっぱり人間の成長においてもピークが早く来るのではないかなということを改めて知らされるわけでありますので、小さいときの子育てをしっかりとっていくことが大事ではないかなというふうに考えて、早くに保育園を建て直す必要があるなということでありますけれども、30年度から具体的な検討に入るということで答弁をさせていただいたわけでありますけれども、一番課題は、施設を建設していく資金をどうやって確保していくのかなということで、まだその方向性がつかめておりませんので、その役割は、保育所をどんなものにしていくのか、どんなことを望んでいらっしゃるのかという村民の皆さんの意見をしっかりと聞いていくということも自治体の役割でありますけれども、建設を住民の皆さんに将来において負担を与えない財政指標をつくっていくのかということは、私の責めでもあるというふうに考えておりますので、これとって今の段階でこうだというものをお示しはできませんけれども、できるだけ早い段階でその方向性を示していきたいというふうに思います。まずは村民の皆さんの御意見などを伺って、議論をしていくのが第一段階かなというふうに考えるところでありますので、御理解をいただきたいと思います。ちょっと済みません、議長。

2番目の図書館と自習利用の改善についてということで、ヴィレステに対する質問をいただいておりますけれども、この件につきましては、教育長から答弁をいたしますので、よろしくお願いして、松田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の一般質問にお答えいたします。

図書館内での自習利用ができるようにならないかとのお尋ねでございました。図書館の貸出者数なんですけれども、昨年の4月からこの2月までの11カ月間で、統計上は1万2,310人が借りに来られたということでございます。これ月にならしますと、平均しますと月当たり1,026人、曜日によってばらつき、時間帯にばらつきはございますが、1日当たり41人、1人で来られて借りる方だけではなくて、子連れでありますとか複数で来られてどなたかがお借りになるとかいうようなことも考えますと、実際に訪れる人数はもう少し多いのかなというふうには受けとめております。

そこで、御質問の図書館の閲覧コーナーに関してでございますが、閲覧コーナーは常に席が埋まっているわけではないという状況は、松田議員御指摘のとおりかと思えます。本来、図書館内の閲覧コーナーは、誰でもいつでも閲覧できるように設けているスペースでございまして、長時間独占されるような利用に関しましては御遠慮をいただいて、お願いをしているところでございます。このため、常時満席であることを当初から想定はしていないというところでございますし、建設規模、予算等の関係から、図書館内には閲覧スペースのみ配置しておるところでございます。そこで、勉強に関しましては、ヴィレステひえづの自習スペースとして出会いストリートに確保しているところでございます。

いずれにいたしましても、出会いストリートなどの学習スペースとしての環境を整えていく必要はあると考えておるところでございますが、ヴィレステひえづの機能全体との整合も図りながら、工夫をしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上で松田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 一般質問に入る前の質問は。（「バス」と呼ぶ者あり）バス、できたらお願いします。

○村長（石 操君） バス、どうでしょうか。質問通告にないですけども、答えられる範囲で答えますか。

○議長（山路 有君） 答えられる範囲で。

○村長（石 操君） 答えられる範囲というのは、決して隠すものではありませんので、事前に通告がありませんので、どの程度の正確性を持って話せるのかなというところでありまして、そういう意味で答えられる範囲であります。

10月の1日からこの再編計画が動き出すということでもありますけれども、どう言えばいいんでしょうかね、米子駅から出て伯耆大山に入って、コースでいいますと、米子駅から医療センターに入って、医療センターから伯耆大山に入って、伯耆大山からイオンまで行くと。それで、イオンまでの間の村内の停留所は、上口1区、上口2区、役場前、富吉の今バス停があります富吉上の樽屋といいますか、小山さん宅の前のバス停があって、イオンに行きて、それからイオンから労災に行きて、労災から高島屋の前を通過して、それから米子駅に入るという内容であります。循環でありますので、一方では、この反対が、皆生通りを通過して労災に行きて、イオンに行きて、イオンから日吉津の、さっき申し上げました停留所を3カ所通過して、そして伯耆大山に入って、

伯耆大山から医療センターを通して、そして駅前に帰るという循環型のものをやるということでございます。米子駅発着になりますけれども、この路線で医大が入れられんかなという気がしましたけれども、医大に行かれる場合は駅前から医大に行くバスに乗られるということになろうかなというふうに思います。ですから、医療センターと労災は、通われる重要な施設としてはカバーができるという内容であります。

ということでございますので、非常に我が村にとっては、高齢者の方のタクシーチケット等、有効に使っていただく方法というのはいり得るかなということで、車の流れや人の流れがこうも変わってきたのかなというところで、我が村を中心にしながら交通網を確保されるという県の対策協議会の中で県の協議が調って、10月1日からスタートするという内容でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ありがとうございます。

続きまして、保育所の関係、ちょっと質問させていただきますが、私はきょう、この保育所の建てかえ時期についてはある程度の月日が出てこらへんかなというふうには頭の中でおったんですけども、30年度から具体的に考えるということは、村民の意見を聞かれた後だと思うんですけども、一応、建てかえるという前提のもとでの回答でしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 先ほども申し上げましたように、やっぱり保育をしていく環境であれが十分かなというふうには、今では判断しにくくなったというふうに考えておりますので、建てかえがあくまでも前提だということであります。そのときに、子育ての関連施設の児童館や子育て支援センターをどんなふうに一体的に、複合的に物事を考えていくのかという整理は当然必要であらうなというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 一応前提ということなんで、それに基づいてちょっと質問させていただきますが、以前から保育所を建てかえするときには、今現在ある児童館やら子育て支援センターとも一体的に考えていきたいというふうなことを言われておりましたけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 先ほどの1回目の答弁の中で、公共施設等総合管理計画を昨年の3月に策定しております。もうちょっと踏み込んだところでいいますと、保育所の現在の面積と児童館

と子育て支援センターの面積と合わせたものを有効に使って、新たに建てる施設が、面積が合理的に縮小をされるというのが公共施設の総合管理計画ですので、そこを合理的に、この3つを、子育ての関係をこれだけして、従来1,000あったものが800になったとか700になったとかということによって国の評価が出てきますので、そこで資金融資の条件が楽になってくるといふことが出てくるだろうというふうに思っています。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） まだ建てかえの関係は来年度に具体的ということなんですが、当然、建てかえられることになった場合ですよ、なった場合におきましては、ヴィレステで行われましたように、今、村民の意見ということがありましたので、いろんな検討委員会なども開かれると思うんですが、これはヴィレステ同様の関係みたいな感じで検討されていく、いかれるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） ヴィレステのときは3つの機能を持つということが大前提でございました。それで、どちらかといえば、制限がかかったのは、総額はこのぐらいでという言い方をしたように思っていますので、そこだけだったと思います、制限をかけたのは。あとはフリーハンドで議論をしていただいたということです。最後まで引きずりましたのは、図書館の規模がいいのか悪いのかということでございましたけれども、どちらかといえば基本的にはフリーハンドで絵を描いていただいたということですが、今度は、保育と、それから児童館と子育て支援センターということになりますと、ある程度子供を保育をしていくという立場、そして責任ということもありますので、村民の皆さんや子育てをされる皆さんから、そして、さらには有識者から意見をいただきながらも、ある程度、さっき申し上げました子育ての立場、子供を預かる立場での意見集約もしていかなければならないというふうに思っていますので、そのヴィレステのときのようにフリーハンドと、やっぱり子供を安全に預かっていくという立場、保育をしていく立場との、その意見調整はある程度していかなければならないと。ヴィレステのように、全くフリーハンドということには、多少もうちょっと行政的な考え方も入れていかなければならないだろうなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今の状況からいきますと、建てかえられるならば、今の前、旧中央公民館の跡地なのかなと思うんですけども、とりあえずこれはいかがでしょう、もし建てかえられるならば。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 新たな土地を求めると大きな投資がまたかかりますので、今の保育所とあそこのかつての公民館の敷地を使うというのが一番合意形成が得られやすいのではないかなというふうに思ってます。じゃあ、あれを、言ってみれば、公共施設を廃棄をする、従来の機能を廃棄するということにやっぱり慎重にかからなければならないのは、その後をどうするのかということが行政には問われるわけであります。中央公民館については、廃棄以前にヴィレステを建てましたので、公民館の機能は前提として、先あっちに行ってしまったということです。今度、今の中央公民館の土地はどんなふうに使っていくのかなということでは、そんなに縛りはないというふうに思ってますので、そういうことを考えたときには、今ある保育所を建てかえたときには、あの場所にするというのが第一候補になるのかなというふうに考えてますけれども、そこまでのまだ議論してないと、そこまで議論を、また方向性を固定的にするべきではないと思ってますが、最終的に一番、新たな投資が伴わないところはあの場所かなというふうに思ってます。多少広げたりするにしても、あの場所かな、大きな土台が今の保育所と旧公民館の敷地と資料館とありますので、大きな土台は、ベースはあるというふうに思ってます。以上。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） もうちょっとだけ保育所の質問をさせていただきますが、当然、今、先ほど言われました国からの援助金だとか、いろんなことがまだまだこれからだということなんですが、どっかの建設のときに、建てるときには木材を使ったら安うなるかというようなこともあったんですが、まだこれから検討されると思うんですけども、ぜひとも、当然、木を、木材を中心に建てかえでありましょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 木材で公共施設の大規模なものをつくるというのは、どちらかといえば、単価的にはコンクリート構造や鉄骨の構造とそんなに安かったり高かったりしません、そこそこ高い値段です。でも、国内産の材木を使うということでヴィレステのときには2億7,000万の補助金をもらいましたし、それから図書館のときも日本材を使いましたので、これもたしか1億ばかりの補助金をもらいましたが、緑の産業再生プロジェクト事業というのがあってよかったなというところでありますけれども、今その事業はなくなってますので、そこにその方向を定めていきようがないということですけども、全国的に非常に評価の高かった事業でありますので、これからどうなっていくのかなというところはあると思いますけれども、県の議会の林業にかかわる議員さんは、やっぱりこの事業があった方がいいのかということで意見をお聞きになりましたので、

これは本当に、特に村民の皆さんや、どちらかといえば、そこで長らく生活をしていく上では、いわゆる家庭と一つの生活空間、違った生活空間であるということでは、木材という環境が非常に落ちついて過ごせるというような評価もあって、ぜひとも必要な事業だなということでは要望をしております。ただ、それは2年前でありますので、なかなかそこに進んでいかないということでもありますので、それはなかなか難しいかなという気はしてますけれども、木材の利用ということでは、このごろはまた違った木材の利用の方法が出てきておるのもありますけれども、やっぱり鉄骨やRCと違って、大きな面積の建物向きではありませんので、それらもあるな、何とかいう漢字の文字のものでしたけれども、木材をこんなふうにブロック状に張り合わせて強度を持たせて、それで構造材にするというようなものも出てきております。それらは今の段階では補助事業があるようではありますけれども、100平米とか200平米とか、そんな、いわゆる事務所規模程度のものしか今適用になっておりませんので、そんなので公共施設がでんのかという。ただ、接ぎ木式に張り合わせた構造材にすれば、耐力構造的には10階までもつという評価が出ておりますので、そんなものもこれから伸びていくのかなという気がしておりますので、そんなところにもアンテナを張って、今を過ごしておるというようなことであります。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ちょっと質問の趣旨が多少ずれると思いますが、この間、ニュースを見てましたら、政府のほうで、今国会に提出予定の子ども・子育て支援法改正案として、市町村の枠超え、保育所融通へというニュースが出ておりましたけれども、このことは日吉津村でも当てはまるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） どちらかといえば、待機児童を解消するために、周りの町村で受けやいという話ですので、そんな議論は成り立つのかなと思ってますが、うちは、ひょっとしたら広域的に、広域入所がありますので、今でも米子市の保育所に我が村の居住者が米子市の保育園に籍を置いて通っていらっしゃるという事例もありますので、一概にはだめだとは言え切れんなという気はしてますけれども、冒頭申し上げましたように、待機児童解消対策を周辺で賄おうという論かなと思ってますので、あんまり感心はしてないというところです。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） いや、それを聞いて安心しましたけど。

とりあえずちょっと最後になりますけれども、厚生労働省の告示117号というのが出てまして、これは保育所保育指針が改正されて、平成30年4月1日から適用となるようでありますけれども、

この保育所保育指針には、保育の内容、健康及び安全、子育て支援、職員の資質の向上など、一応見たら60ページぐらいの説明文章がずうっとあったんですけども、これを全部が全部が読めなかったんですが、課長、これ、日吉津村保育所に置きかえた場合、主な改正点なんていうのは今わかりますか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

改正の話はあるということは存じ上げておりますけれども、中身については現場のほうでも具体的な説明はまだされてないということで、日吉津の今、どこに当てはまるかというのは、今の段階ではちょっとまだお話しできないという段階でございます。

ただ、ざっとした話を伺う中では、そう大きな、今もそれに従って十分な保育はできてるということでございますので、ただ、整理はしなきゃいけないとは思いますが、大きな変更点はないというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 保育所のほうは以上で、次は図書館のほうに質問させていただきましても、最初も言いましたけども、現在、出会い広場で子供たちが勉強しているというのは、いろんな場所でいろんなところで説明を、課長やら教育長のほうから聞いておりますけども、一応、私が見る限り、小・中学校なのかなと思うんですけども、これは高校生や大人まで当然対象になるわけですけども、こういう取り扱いについて、村民からの苦情などはなかったんでしょうか、どうでしょうか、ちょっと聞きます。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

一昨年だったかと思えますけども、下口の行政懇談会のときに、事前の御質問ということでいただいていたのが、ヴィレステで会議をした後、ロビー、いわゆる出会いストリートのほうを通るときに会話をしながら通ると、子供さんたちが勉強しているところを声を出して通って申しわけないなと思っているけれども、ああいった環境はどうなんだろうねっていうような御質問があったかと思えます。環境について御質問があったのはその程度かなというのと、あと富吉の自治会で、子供たち、小学生があそこで集団で勉強しているけれども、勉強する部屋っていうのはないのかなという質問もありました。お答えしてきているのが、いわゆる図書館の中では、閲覧コーナーですので、自習スペースではないと。ヴィレステの中でそういうスペースをつくるということで、出会いストリートで長机と椅子を用意している部分、それから丸テーブルのほうで自由

に使っていただいている部分、これがあります。こうした中で、ここで使っていると勉強ができないというような利用者からの苦情というのはちょっと聞いていません。こういった環境の中で、逆に周りの、ほかの施設利用の方から、子供たちが集団で勉強している姿がほほ笑ましいし、教え合いをされていていいなということで、声かけをすると、子供たちもうれしそうな顔して応えてくれる。小・中学生、高校生もいますけども、夕方になると何人かぼつぼつ丸いテーブルで離れて高校生なんかも勉強していますが、中学生や高校生たちの勉強の仕方を見ていると、イヤホンをつけて音楽を聞きながら、あそこの出会いストリートは飲食可能ですので、飲み物や、それからちょっとしたお菓子を食べながら、自由な勉強スタイルで勉強していると。これが図書館ということになりますと、当然飲食禁止ですし、そういった音を出してもらうのはだめですので、そういった自分なりのスペースをつかって勉強をしていただいているという部分かなと思っています。

ということで、ちょっと長くなりましたけど、とりたててこのスペースについて苦情というようなことでは伺っておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 今のは私の質問がちょっと悪かって、本当は図書館で、なぜ利用できないのかという苦情はないのかなということを聞いたかったんですけど、ちょっと趣旨間違えました。

今回のこの質問をすることによっていろいろ調べてみたんですが、全国の図書館でも同じようなことが発生しておりまして、自習を禁じる動きというのは昭和45年ごろから始まっておりというようなことで、非常に長い論争があったようなことも書いてあります。一応図書館の席が自習する人で埋まって、資料を見たい人の席がとれないとの理由から、このような決まり事があったとは思いますが、先ほど言いました、利用する数が少ないというところから、図書館での閲覧利用者は何かデータがあるそうですが、どの程度使われていますか、ちょっと教えてください。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

図書館の統計なんですけど、いろんな統計をとっているんですけども、日本図書館協会では全国の図書館を一定の調査項目で調査をして、そのものを集計していろんな貸出数だとか図書館の規模だとか蔵書数だとか登録者数だとかというようなものをずっとデータをとっています。

松田議員の、先ほど御質問のあった、どこのスペースで何人利用があったかというようなデー

タというのはその項目に載っていませんので、そういったものはありません。いわゆる閲覧コーナーで何人きょう利用がありましたとか、そういったものはないんですが、あと来館者数ですね、先ほど教育長が申ししたのは貸出者数ですので、本を借りるっていう行為を起こさないとそれはカウントされない。本を借りた冊数っていうのも、それは個人ではなくて、きょう1日の時間帯で、トータルで1日何千冊貸した、何十人来たっていうような、そういったデータはあるんですけども、何人来たか、いわゆる家族連れで来られたときに、借りたのは1人だったら1しかカウントされないんですね、5人だったけども1しかカウントされない。来られた数もカウントされませんし、どこのスペースで閲覧をされたかっていう、こういった数字もカウントはされません、データはっていません。来館者数を統計をとるシステムもありますけども、そういったシステムは導入していません、かなり高価なものです。そこまで日本図書館協会では求めていますので、そういったシステム。

ただ、図書館員が、感覚でしかありませんけども、余り利用者の方の動向をずっと見てるわけにはいきませんので、あくまでも感覚ですけども、平日の常時でも、少なくとも2人から3人は閲覧コーナーを使っておられたり、平日の夕方、特に4時ぐらいからは保育所のお迎えがありますので、それから、迎え帰りに来られる、小学校の下校時間にも重なりますので小学生も来る、そういったようなところで5時ぐらいまでは10人から20人、6時ぐらいまでは8人から15人ぐらいは図書館の中でいろんなところのスペースにおられて、閲覧コーナーも使ったりというようなところですし、土日はその1.5倍から2倍ぐらいかなと。あと、行事のぐあいにも変わります。さっきまで誰もいなかったのになと思った途端に、行事が終わったらかなりの人数が来られてると。そういったことで時間帯はまちまちですので、そういった利用です。統計的に、そのスペースでの人数というのは把握していません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 質問するのがどうも私がまずくてなんですが、ちょっと確認してみますけども、図書館での自習ができないという理由は何だったのでしょうか、もう一遍ちょっと教えてください。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 教育長が冒頭に申し上げたように、閲覧をするスペースです。いわゆる図書が本棚にずっと並んでいます。例えば窓側に15席とっていますけども、窓側にある15席を15で座ると、かなり窮屈ですので、利用者の方は一つ飛びぐらいで利用されますが、あそこにある本をぽっととって、あそこに座って読んでみて、じゃあ、次どれにしようかなってい

うようなことで、短時間ですけども本を開くスペースが欲しい。本棚のところにも六角形の座るスツールを置いてます、木製の。そこでも、ちょっとここで本を開いてみて、読んでまた返す。郷土資料とか重たいもんなんかもありますので、そういったものもすぐ近くで見れるようにする。もう一つ、個人的なブースみたいな、ちょっとテーブルで仕切ったところがあるんですけども、そういったところは、そういった郷土資料だとかなんとか研究したいなというものを広げて、ちょっとメモをとったりして返すというようなスペースです。あと絵本コーナーは、子供たちが絵本を親子連れで見たり、新聞のところは立って新聞を見たり、その横にテーブルがありますけども、あれも近くのものを持ってきて見ていただいて、またすぐ返すということで、常時、人が出入りをするとこでするので、そこで勉強スタイルで参考書とかいろんなものを広げて勉強をして、ずっとそこで占有されてしまうと、そういった閲覧コーナーの方が利用ができなくなるので、自習での御利用は遠慮していただきたいというのが趣旨です。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（９番 松田 悦郎君） これはへ理屈になるかもしれませんが、全国の図書館で、自習だけは禁止というところやら、自習と図書館との併用だったらいいよという図書館はあるんです。今聞いてますと、これを併用してもだめだなというような、要するに席が埋まるからいけないという話からいきますと、例えば自分の勉強のを持って行って、図書館で図書館の資料を見えるということでも、どうもこれは同じ扱いだなというふうに、どうも理解しましたけども、これ、この辺の取り決めというのは図書館の協議会かね、運営審議会の方には説明をされて、理解をされているんでしょうね。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） ヴィレステの建設までの、ヴィレステをよりよく使おうという会でいろいろな御意見をいただきながらお話をされていて、先ほど松田議員の言われる、運営審の中になりますと、もう既に運営にかかわってくることなので、スペース的にはもう決まって、閲覧コーナーということで御理解をさせていただいてると思いますが、建設までには、よりよい検討委員会というところでお話しもしていますし、ホームページ等で広報もしておりますので、御理解いただいてるということで思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（９番 松田 悦郎君） またこれちょっとへ理屈になるかどうか知らんですけども、日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例というのを中を見ますと、５条に、管理及び業務の事項には、図書館法に規定するというふうに書いてあります。この図書館法第２条第１項を見ますと、

図書館とは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に伴い、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設でというふうに書いてあって、この中で、自習がいけないよというようなことは書いてないんですけども、これはどういうふうに回答されますか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

図書館法で定めてある部分の図書館と、日吉津村も当然図書館法に定めてある図書館なんですけど、うちの場合には、先ほど来から何回もお話ししてるように、スペース的に、図書を本棚に載せて見ていただく図書を置くスペースと、それを見ていただくところ、多少の記録等をとっていただくような、調べ物をするようなスペースというのはとれましたが、まだまだ図書館にはいろんな機能があるよという部分です。米子の図書館のように、図書館全体の中で自習スペースがとれたり、会議をするスペースがとれたり、それからいわゆる弱視の方とか、そういった方が利用できる点字のコーナーであったり、それから読み聞かせ、朗読ができるようなブースがあったりというようないろんな機能を持っていますが、その中で、うちではそこしか、本を展示するスペースと見ていただくスペースがあそこの図書館の中の部分ですと。それ以外の機能として、じゃあ、自習スペースはどうかと言われたときにはヴィレステ全体で、複合施設の中の全体の中で考えましょうということで、自習スペースはあそこにとらせてもらっているというところで整理をしています。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これは、この図書館法にこれが書いてないということなんで、いろいろこれも調べてみましたら、こげって言われるかなと思ったんですけども、図書館の目的は、一般の皆さんが無料で利用できる社会教育施設であるということから、自習禁止したのかなというふうに、こういうふうに言われるのかなと思ったんですけど、これ、では、どうでしょう、課長、この返答は。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 質問の趣旨と答弁がちょっと違うかもしれませんが、社会教育であったり生涯教育の施設ですので、勉強スペースをどうするのかっていう部分でいったときに、そういう機能までは、図書館の自動ドアから本を開示している部分ではとれなかったけれども、建物としては複合施設として建てていまして、あれも社会教育施設ですので、いわゆる公民館機能を持った会議室があったりというところ。あと福祉のスペースについては福祉のスペースとし

て複合的にありますから、社会教育の立場としては、自習とか生涯教育のスペースは別に持っているよという解釈をしています。

なので、議員の言われる図書館法には、自習スペースを持つてはいけないって書いてあるようにとれるが、課長としてどう思うのかと言われたかもしれませんが、ちょっとそういった理解ではないのかなと思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） わかりました。どうも質問がちょっと悪かったようです。

ちょっと質問変えますけども、最近、我々に配られました教育大綱、この中に、村民ニーズを踏まえ、村民に役立つ情報提供や生涯読書を推進する公共図書館の整備を行いますとありますけども、これ、どのような整備を考えてるわけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 目指す箱物は既にできていて、あとは内容ですので、図書を整備していく、いわゆる基本的な図書館が持っておかなければならないような蔵書はただいまそろえておりますけども、今後もその目的に即しながら、村民の方の御意見もいただきながら蔵書をそろえていきたり、スペース的にも、閲覧のコーナーなんですけども、もう少し展示コーナーのほうの充実とか、そういったような機能を持たせていこうかなというところで考えています。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） わかりました。大体、図書館の関係は非常になかなか壁が厚いなということがわかりましたので、引き続きそういうことでひとつよろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で9 番、松田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで暫時休憩を入れたいと思います。再開は10時45分から再開いたします。議場にまた参集願います。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

6 番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（６番 江田 加代君） ６番、江田です。私は、大きく分けて、きょうは２点の質問をいたします。

まず１点目は、一般廃棄物最終処分場の確保ということで質問いたします。鳥取県西部広域行政管理組合の資料によりますと、現在供用中の一般廃棄物最終処分場は、あと１０年程度で満杯になると予測されています。以下の点について質問いたします。村長の御答弁よろしくお願いいたします。

まず１点目ですが、ごみの減量化は西部広域行政管理組合の構成市町村の責務と考えております。取り組み状況の説明を求めます。

２点目です。その処分場の隣に、産業廃棄物管理型最終処分場が計画されています。処分場から汚染水がしみ出れば、その下流にある米子市水道局の福井水源地の地下水に影響を及ぼしかねないという地質研究者の指摘があり、計画の中止を求める運動が広がっています。淀江と米子だけの問題でなく、米子から水道水を供給されている日吉津村も含め、将来、水源として、地域全体の問題と考えます。村長の所見をお聞かせください。

３点目、平成１９年の１２月議会で、産廃処分計画について村長は、本村の財政負担はないが、環境影響調査結果など出そろえば、注視していきたいと御答弁されています。調査結果等についての説明を関係資料提出の上、求めます。

４点目、産廃処分場計画地の４６％は米子市の土地です。環境プラントは、旧淀江町と一般廃棄物処分場以外には使わないという開発協定を結んでいながら、産廃処分場計画を県に提案されています。次期一般廃棄物処理場の具体的候補地は、隣接するその用地以外にない、新たに用地を確保しようとする、周辺整備などで多額の予算が必要となり、多くの税金が新たに使われることになる、住民団体から声が上がっています。産廃の処理責任は排出業者にあります。一般廃棄物処理は２市７町村の課題でもあります。西部広域行政管理組合で検討課題に上っているのかということをお尋ねします。

次に、高齢者の不安解消施策の充実を求めて質問いたします。介護保険は４０歳以上のほとんど全員が加入して保険料を払っており、そのうち６５歳以上の多くは、保険料を年金から天引き徴収されています。実際に保険を利用されているのは６５歳以上の１５％ほどの人です。２０１４年の法改定により、さらに要支援１、２の訪問介護と通所介護が介護保険の給付から外されました。自立と認定された方でも、多くの方が日々の暮らしに不安を抱えていらっしゃいます。以下の点について提案をし、質問いたします。

1 点目、自立と認定されている方の不安を取り除く施策が必要と思います。特に独居の方に、1 日 1 回、お元気ですかと様子伺いの電話をしてはいかがでしょうか。

2 点目、福祉現場は、住民と職員の温かなかかわりの蓄積が大切です。正規職員をふやし、充実を求めます。

以上の点について、村長の答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしてみたいです。

まず、一般廃棄物最終処分場の確保をということで、米子市、境港市を初めとする西伯郡、日野郡の西部広域行政管理組合での取り組みについての質問をいただいたところではありますが、まず、ごみの減量化については、平成 16 年度からごみの回収を有料化し、さらには、プラスチック類などの資源ごみを分別回収することで減量化や分別の徹底を図っているところでもあります。近年の家庭ごみの排出量は横ばいではありますが、人口が増加傾向にある中ですので、村民の皆さんの減量化の意識や取り組みの効果があらわれているというふうに評価をしております。また、村内では、ごみ問題を考える検討委員会を毎年度開催し、本村のごみ処理実績の周知や意見交換等を行いながら、その時々課題等を共有し、施策に反映をするということでの基本的な検討委員会の役割を持っていただいて開催をしております。平成 30 年の 1 月には、ことしの正月明けですが、ごみの分け方をよりわかりやすくするために、分別ポスター及び分別詳細版を改定し、全戸配布をしたところでもあります。だんだんに詳細度が高くなっていくということでもあります。

今度は、我々の責任から外れます産業廃棄物、いわゆる事業者の廃棄物の管理型最終処分場の見解についてということでありまして、産業廃棄物の管理型最終処分場につきましては、県の業務だということでもあります。新聞報道でしか詳細はわかりませんが、先々週末には、県が設置された専門家会議が開催されて、建設計画には問題はないという見解が示されたということでもありますので、周辺の自治体としては、米子市がどんな判断をされるのかということかなと思って聞いてます。

それから、平成 19 年の 12 月議会で、産廃処分場計画について質問があったということでございまして、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターのホームページで、環境影響調査結果等が公表されておりますけれども、資料は膨大なものでございますし、かつ印刷制限がかかっておりますので、いわゆるペーパーで引っ張り出すことができないという内容でございますので、該当ホームページをごらんいただく以外にはないのかなというふうに思ってます。

事業計画のうちの環境調査結果を要約しますと、処分場の遮水構造は、国の定めより厳しい三重遮水構造としており、廃棄物から発生する汚水は遮水シート上に設置された集排水管によって集められ、水処理施設で浄化するということでありますので、通常だとこの三重遮水構造というのが二重だと思ってますけども、それを三重にしてあって、下に漏れるような万一のときがあったときに備えて3枚目を設置するという内容でありますし、管理型の最終処分場の特徴的には、やっぱり廃棄物から発生する汚水は、その中で、遮水シート上に設置された集排水管でもって水処理施設に集めて、そこで浄化をするということになっておるというものであります。また、電氣的漏えい検知システム及び地下水定期検査による監視を行い、万一検知した場合には原因究明して、速やかに補修するというものであります。処分場の存在に伴う地下水の流れへの影響について、地下水の最高水位は、ほぼ、処分場の採掘底面より深い位置にあります。仮に地下水位が大きく上昇した場合でも、地下水集排水管等により水位上昇が抑制されるため、地下水への影響はないというようなことになっておりますので、このような結果を踏まえて、先々週の県の専門家会議でも、建設計画には問題がないとの見解が示された一因になったのではないかというふうに受けとめておるところであります。

産業廃棄物処分場計画地の46%は米子市の土地だということですが、それ以降の「環境プラントは淀江町と」というような以下のくだりについては、構成団体の町村は把握していない、報告を受けていない状況でありますので、特に見解を示しようがないということであります。

それから、次期一般廃棄物の処分場について、西部広域行政管理組合で検討が上がっていないかということですが、現行の処分場は民間によって一般廃棄物最終処分場の建設当時、組合議会において、暫定措置として民間に頼らざるを得ず、将来的には組合独自の最終処分場の確保は不可欠と採決されたということでもありますけれども、同時に、平成5年3月策定の一般廃棄物処理基本計画においては、将来構想として、組合独自の最終処分場の確保に向けて検討を行う必要があるというふうにうたわれております。

江田議員の質問の中に、最終処分場、あと10年しかもたないのではないかというような、大体そんな見込みを示されておりますが、次期の一般廃棄物最終処分場については、この4月から改めて検討会を設けて検討を行うということになっておりますけれども、なかなか難しい判断を迫られながらやっていくと、広域の中で議論をしていくということになっていくのかなという気がしております。不十分さがありますけども、特に産業廃棄物の管理型最終処分場の計画について、今、村長の立場で物を申し上げるものも何もないという状態でありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、高齢者の不安解消施策の充実をということでもありますけれども、介護保険の認定申請のあった方で自立と認定された方については、地域包括支援センターから連絡をとりながら様子を確認をして、その後も継続的なかわりを持つようにしています。その中で、相談内容において、介護予防事業や配食等の民間サービス等の情報提供を行ったりしながら、生活の困り事について解消できるように支援を行っております。また、状況が変わった場合には、再度介護保険申請につなげていくようなかわりを行うなど、個人の状況に応じて密度を変えて、一人一人に対応しておるのが実態でありますので、独居の方に1日1回、お元気ですかという様子伺いをし、ではどうかという提案もわかりますけれども、このごろの包括支援センターの動きを見てみると、先ほど申し上げましたように、一人一人の状況に応じて密度を変えながら対応をしておるという状況でございます。その中でも、十分さがなかなか思うようにいかずに、担当部署は苦労しておるようですが、でも、密度を変えながら、一人一人の状況に応じてやっておるという、高齢者のことでもありますので、なかなか改善ということにつながっていかない、どちらかといえば、人生の終わりを迎えていく中でのお支えをする取り組みですので、難しさはありますが、そういうことで取り組みをしておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

独居高齢者の支援として、毎年夏には在宅で生活されております独居高齢者の全世帯への熱中症予防啓発とあわせて訪問も行っておるということでもあります。高齢になられると、体温調節の機能が余り思うようにいかないということや、節約に励まれるというようなこともあって、熱中症の予防の啓発が必要だというようなことで取り組みをしておりますけれども、独居高齢者や高齢者のみ世帯を対象に見守り機能つき緊急通報装置の貸与も行っておるということでもあります、これは、その装置が余り普及しないなというところで見えております。今後、高齢者の不安軽減や安否確認ツールとしての普及を進めていくツールだというふうに思っていますが、一定の経費はかかりますので、ここをもうちょっと進めていくといいかなということで、現在は3名の利用があるということでもあります。

あわせまして、その事業を充実させることと独居高齢者への見守りや声かけが気軽にできる地域づくりの取り組みを進め、高齢者が安心して暮らせるような取り組みをしていく必要がありますけれども、医療も介護もこれだけ高齢化がさらに進んでいくと、2025年問題を抱えたときに、支える側のシステムづくりをしなければならないというようなことだと思っております。この間、村民の皆さんから聞きましたら、1人の御意見からですが、医大で手術された方が在宅に移られて、医大から訪問があったと。病気はどうかというようなことが行われたということを知りましたので、やっぱり医療機関もそんなところにアフターの気配りをされるようにな

ったのかなという、一つの方向性の変化が出てきたのかなということでもありますので、受ける側としても、今の行政や福祉センターということだけではなしに、やっぱり地域や家族、家族は当然でありますけれども、地域全体でそういう高齢化社会の最後をみとるという、表現は悪いですが、住みなれた地域で住み続けていただけるシステムをつくるということは、言葉で言うのは見やすいですけれども、本当にそこを真剣に取り組んでいく必要があるかなということ、御理解をいただきたいなというふうに思います。

福祉現場は住民と職員のかかわりの蓄積が大切だということで、もちろんこれは末端の、末端という言い方はいけませんけれども、地方自治体の職員はそういう立場で仕事をしていくということに、それ以外の言葉はないわけでありまして、今、我が村で、ざっと言いますと、行政機能全てを正規職員と、それから非常勤や臨時さんの職員で賄っておりますのが、半々で賄っていただいておりますのでありますが、いわゆる同一労働同一賃金ということが大きく叫ばれるようになりましたので、従来のようなことでは自治体運営そのものが思うようにいかななくなるということだと思っておりますので、31年度からは正規職員をふやすということではなしに、自治体としての人の雇用形態をどうしていくのか。32年から非常勤職員さんなどの雇用形態も変えていかなければならないということがありますので、それに向かって30年度からは検討を進めていくということになりますので、どちらかといえば、江田議員の言っている方向にシフトされるという可能性は非常に高いなあと。財政運営上の全体で考えたときに、じゃあ、どこまでそのことに応じられるかというところや、どこまで行政サービスをやっていくのかということとのバランスに尽きるなというふうに思っていますが、地方自治体に求められる行政需要は、それこそ高齢者や子育てについて非常に日々拡大をしておりますので、その状況に追いつけないというのが実態かと思っておりますけれども、決してそういうことであってはならないと。できる限りの住民の皆さんの福利厚生のために努めていかなければならないというふうに考えてますので、そのようなことを申し上げて、江田議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） じゃあ、再質問をさせていただきます。

まず、一般廃棄物最終処分場の確保ということで、最初の1番目です。日吉津村におきましてのごみの減量化については、やっぱり人口が増加している中で、成果が出ておるなという印象を受けました、資料をいただきまして。そこで私は、きょう村長に、広域行政管理組合の管理者の一人として、そのお立場でもお聞きしたいと思うんですけれども、平成9年でしたか。といいま

すのが、この広域行政で進めておられるごみ政策の辺に、非常に私は不安を感じております。この一般質問をするに当たって少し整理したいなと思って、整理しまして、そのことについて、村長、どのような意見をお持ちかなということをお聞きしますけれども、平成19年に国が打ち出したごみ処理の広域化っていうことがもとにあるのかなって思いまして、これについては大型の焼却施設、それとか、灰溶融炉もこのもとにあるのかなというふうに感じました。新たな灰溶融炉やそれから焼却施設がすごく財政負担が多くなって、結果的には、それが自治体に覆いかぶさってくる。そのときに、やっぱりごみの有料化っていいですか、ごみ袋を買い求めるというような形で住民負担がふえてきたということにつながっていくかなって思っております。

また一方では、ごみ有料化になるにつれて不法投棄の心配も出てきたりしまして、非常に自治体にとっては悪循環ってような状況になったのかなっていうふうに私考えてみましたが、それで一番心配だったのが、そういったごみの広域化っていいですか、大型の焼却場の建設に伴って、住民と自治体が協働して取り組んでいたごみの減量化っていう取り組みが一部後退しているってことがあるのではないかなっていうふうに、広域全体でそういうふうに思いました。といいますのが、米子市も日吉津と同時に、分別にすごく一生懸命になっておられた時期がありましたけど、今、ほとんど分別せずに、一括して焼却しておられます。そういった状況を感じたときに、やっぱりごみの広域化ってというのが減量化の取り組みに少しブレーキになってるのではないかなというふうに思ったんですけども、村長、いかがお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） おっしゃるように、かつて広域化の中での全国の一般廃棄物の処理場が一定の大きさのもの、100トン炉以上のものでないとダイオキシンの発生が抑制できないということで、西部広域でも大型の一般廃棄物の焼却場をつくるという計画がされました。その当時、米子は290トン炉かな、それを2炉持たれたと。広域のダイオキシンが発生するので大きな施設が要るよということで、米子と境港、そして西部圏域のみんなで、じゃあ、それが必要だなということを協議をされておったということは聞いておりますし、さらに聞いておりますのは、そんな方向が出た中で、米子市がどんな経過があったかわかりませんが、今の河崎の293トン炉、2炉あるものを、西部広域からそういう議論をしてきた経過がありながらも、米子市だけが、あそこ単独で建てられたという経過がっております。それも昔々の話になってしまって大分忘れ去られたことでありますけれども、その後、今度は、そんな大きなものでなくてもダイオキシンの抑制はできるというようなことになりまして、じゃあ、これまで西部広域でみんな一緒にしよいやと言っちゃったんを、そのときには、もう過去の話になりましたけれども、みんな

で広域の施設をつくるということで、実は南部町に土地を確保ができたというところまでいきました。土地の地権者が了解したいというところまでいきましたけれども、そのときに、ある隣の市から、何で米子の河崎のクリーンセンターの焼却炉があるのに、そこの前を通過して南部町まで持っていけないのかという議論になりまして、じゃあ、ほんなら米子の河崎のクリーンセンターで西部圏域のものが全部処理できるのという議論をしようということになって、処理ができるということになったもんですから、じゃあ、広域のものはやめようということになったわけです。それで米子に全部持っていこうという話になりました。それが平成二十二、三年ごろかな。

じゃあ、そこに持っていくよということにしたんですけれども、合併を、淀江は16年にされましたので、その当時から淀江と日吉津でやっておったものを、これはランニングコストが無駄だわいと、河崎に持っていきゃええがということになって、16年の合併以降、かつての淀江の田口町長が、おまえには迷惑かけんけんということで米子のクリーンセンターに持っていきた。二十二、三年から広域で、じゃあ、持っていくよという話をしたんですけれども、持っていきたのは、かつて中山町が境港に持っていきておりました旧中山分と、それから境港の分と、それから日吉津の分とが23年以降、28年までは入るよということになって28年になりました。28年までにほかのところもみんな入るという予定でしたけれども、ほかのところは、待てよ、まんだうちげの施設がもたへんか、大概が共同でやってらっしゃいますので、2つか3つとかでやってらっしゃいますので、もたへんかいなということで検討されたり改良を加えられて、当分、まんだもつがなということになって、この1月に広域の可燃物の処理の検討委員会だったな、廃止になったのは、この間、廃止したが。（発言する者あり）とめる必要ないと、全体で必要ないということで、その検討委員会もやめてしまって、今度、新たにもう一回、必要なところだけやろうということになってますので、それはそれで残ってますけども。基本的に米子、境港、日吉津、大山の旧名和かな。これを新たにまた検討しますけれども、当面、一般廃棄物の処分場は、今の米子のクリーンセンターと、それぞれの複数の自治体で持っておられる延命化された施設でやっていくということで、当面は、今度は、今ある一般廃棄物の最終処分場をどんな形で延命化するのかということでもあります。

先ほどの答弁の中でも答えておりますけども、平成5年当時ですか、当面は民間事業者に頼らなければならないというような言い方をしておりますけれども、そのときに、最終処分といいますが、水処理をどうするのかと、たまった水をどげするのかということが先送りになっております。結論が出されておらないということでございますので、特に塩分を処理しなければならないということで、その処理施設を今回つくっていかなければならないという新たな課題を提案され

たということでもありますので、それがまた20億とかかかるというような状況でございますが、えらい話が横道にそれて、ごみの減量化の取り組みが不十分ではないのかということでもありますけれども、米子の焼却炉は、言ってみれば、ある程度の助燃剤が要ると。水分だけの家庭の生ごみだけが持ち込まれても燃えないと。焼却炉として機能ができないということがあって、プラスチック類も燃やしていらっしゃるということがありますけれども、リサイクルという観点からすると、多少そこは違いますので、江田議員がおっしゃる、ごみの減量化や資源化の取り組みが薄くなっているのではないかとということが、米子の可燃物の分別が、不十分さが出てきているところだと思っております。済みません、答弁が多少脱線をしましたけれども、以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 要するに私、広域がどのような役割を果たしたのかなっていうことなんですけれども、新聞報道によりますと灰溶融炉も、2年前の新聞報道だったんですけれども、伯耆のエコスラグセンターも、廃止っていいですか動かしませんということになりました。その理由が、処理量が大幅に減ったとか費用対効果が認められないとかということが新聞記事になっておりました。16年に始めたけれども27年度にはもう停止をするという。特にエコスラグセンターは、日吉津村でいえば、全体の41億円かかって建てられたもので、日吉津村は当時、9,000万の負担をしたというような話は聞いておりますけれども、こういうふうにして、たった11年目にはもう中止にする。それと同時に、これの新聞記事が2月でしたけど、同年の7月には米子市のことが載っておりました。米子市のクリーンセンターも平成14年に供用開始したが、灰溶融設備を廃止にするというような記事が載っておりまして、設備を廃止した場合、年間3億8,000万の経費削減になるが、設備の廃止の工事費が3億9,000万円必要だというような新聞記事が載っておりました。このように、本当に莫大な費用をかけて広域連合が計画を立ててやられたことが、いとも簡単にこういった形で、計画どおりにいかなかったといえそうかもしれませんが、こういったことで、全部住民が負担するわけですけど、税金で対応するっていうことになりますので。このあたりで例えば、今後、20億はまた必要かもしれないというような今お話を聞きました、新しい検討委員会で。本当に私、広域でやっていくことのメリットっていいですか、ただごみを処理すればいいっていうことじゃなくって、私は何を計画するにも減量化計画をきちっと立てて、その上で取り組んでいくっていうことが基本だったんですけど、減量化は横に置いて、何か本当に焼却炉の大型がどんどんできていくってことを懸念してますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石　　操君）　江田議員のおっしゃる内容に一理はあります。伯耆町の灰溶融施設は焼却場の焼却灰とそれから下水汚泥の焼却残渣を持って入って、プラスチック類と合わせて焼却をして、溶融して、溶かかいて、固形化してどっかに使うという内容のものでございましたけれども、それが16年にできたという、当時の理屈はそうございました。ところが米子市が、言ってもいいのかな、汚泥の焼却をやめて、汚泥の焼却したものか、それを実はセメント会社に売られるようになった。下水汚泥とセメントをまぜるとそれが焼却費用より、いわゆる灰溶融に持っていくより安くなるということで、そんな選択を我々広域行政に相談なしにやられたということでもあります。結果論として、汚泥施設からの投入量が少なくなりましたので、エコスラグに対して。そこで投入バランスが悪くなって、うまいぐあいにプラスチック系のものが溶融できなくなったというのが大きな原因です、この灰溶融施設をストップさせたのは。

それで、会計検査から指摘を受けて、下水と環境の補助金を灰溶融施設でとってましたので、下水部分かな、入ってないがなということで会計検査から指摘を受けて、それで、その後始末として国土交通省のほうはいいという話になったようですけども、環境省の会計のほうがたしかまだ残っていると、まだ結論が出てないということですけども、当時、会検でアウトってて言われたときに、実は西部圏域で基金を持ってまして、30億持ちちょっとんか、解約したのは、たしか30億。（発言する者あり）30億ぐらいの基金を持ってまして、基金を解体して、うちげが1億か何ぼ戻してもらいました。それは米子が単独でやったことだけん米子の責任において始末せいということをして、灰溶融はえらいなということで、もうそこ動かんようになりました。そんな経過があります。それで、環境省がうんてって言うてくれませんので、今度はプラスチックの選別機をそこに入れようという話に今なってますけども、その方向もまだ不透明であります。これからの議論になりますけども、恐らくできんという方向になるのでは、これはまだ不透明であります。そういうことであります。

そこが無駄だったなという話ですけども、当初の、こういうものを入れるという計画が大きく狂ってしまったので、伯耆町のエコスラグが動かんようになったということでもあります。その一つの原因は、焼却炉が今の傾向としては何でも入れて焼却をするというスタイルになりました。がいに減量化せでもそこにぼんと入れてしまうんだという、かつての鉄工所の、いわゆる鉄の溶解炉みたいに1,600度まで上がるという。高温で何でも、かなりのもんでも焼却ができるというのが今の全国の一般廃棄物の可燃物の焼却炉の傾向ですので、ああ、今はこんなことかというようなことで、分別にあんまりこだわらん思想もあるのも事実ですし、これから焼却炉をつくっていくということ、新たなものをつくっていくということになると、今段階ではもう分別こだわ

らずに、何でもそこに、1,600度なら金物も何にも溶けてしまうということですので、そんな処理の方式に変わってくるのであろうということが、これまでのごみ処理の、広域のさまざまなことでみんなが一生懸命考えてやってきましたけれども、なかなか結果が出せずにいるというのが今日の現状でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） おおよそ想像していたとおりだなと思うんですけども、ぜひとも広域行政管理組合の中で、本当にこういったごみ政策についてずさんなことじゃなくて、きちんとしたごみの減量化計画をまず、恐らく広域ではつくっておられないと思います、見たことがないけん。それで、ごみの減量化計画をきちっと立てていただいて、そういった立場で頑張っているんではないかと。本当にリサイクル、リサイクルという形で住民は真面目に向かっているんですけども、これは恐らく国の政策だと思うんですけども、こういう方向でごみ政策を積んでいきたら住民の努力も本当に報われません。ぜひとも広域の中で、そのように発言していただきたいと思います。

それが長引いてしまいましたけれども、2番目に処分場のことについてですけども、環境評価についてです。それでアセスメントが今、インターネットで検索せんとわからんということ、私も持ってないですけども。住民の皆さんが、環境評価も結局は事業者が委託して評価をしたものですので、100%信用できんというふうに言っておられます。今は環境プラントから県の事業になってますけれども、その中で、評価について地元の専門家が、80項目って最初聞いてたんですけど、99項目のところの問題があるということ指摘されておるそうです。水俣病なんかも安全、安全って言い続けて安全でなかったということもありますので、そのあたりのことなんですけれども、例えば水を守る会との交渉で副市長さんは、管理型の焼却場をつくることについては周辺の方の同意も必要ですしってというようなことの中でも、要するにプラントから正式な申し入れはなかったと受けとめておるというようなことを発言されておったりとか、それから、塩川にダイオキシンが検出された時期があったけど、その原因を県に究明しても、恐らく農薬かもしれないというような、そういったいいかげんな答弁しか返ってきてないということで、本当に住民団体の方は、これは本当に住民の健康被害ってというようなことは考えていらっしゃるのかということで非常に不安に思っています。

そのあたりで、もちろん広域のことで日吉津村がかかわることではないといっても、この間、米子市の水道局に出かけてきましたら、水道局はもう全部対象のところにはきれいな水を給水してますと言われました。それで、その中で、例えば日野川の水を浄化して飲み水にするというよ

うなことでなくって、地下水をくみ上げて配ってますというようなことも説明受けたんですけども、やっぱりそういったことを考えたときには、本当に水俣病のこととか、そういったことがよみがえってきますので、そのあたりでぜひとも関心を持っていただきまして、日吉津村民の方でも米子市に勤めておられる方もありますし、それと水くみによく行っておられますけれども、本当にそういったことに不安のないようにするには、やっぱり管理型っていうのは、あそこに持ってこんというのが一番私はいいと思うんですけども、例えば米子市のほうに向かって、今の管理型の処分場が計画されているあそこは米子市の土地だけん、これは一般廃棄物のあれに使いたいのっていうようなことを発言してくださいということは、村長からは言えないのですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 原発事故があって国民は、ゼロも１００もないということが本当に体の中にしみついたなというふうに思ってますので、そういう意味では、環境影響調査は法律上は事業者がやるということになってますので、それをかみ砕いて理解するのは、言ってみれば住民サイドだということになりますので、環境影響調査が市のほうには報告がなかったとか、それから、そげな問題ではないということに思ってます。それから、ある意味では、地元の専門家が指摘をなさったということでもありますので、事業者がそれにきっちりと答えられるか答えられないかが先に進むキーワードといいますか、先に進めるか進めることができないのかの判断になると思ってますので、そこをしっかりと住民の意見を受け入れて、事業者なり地元自治体が判断をしていくべきだというふうに考えております。１５万の大きな市ですので、このようなことに対しては、しっかりと市民全体を巻き込んだ議論が展開されるものというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（６番 江田 加代君） いろいろと産廃問題については、次の一般廃棄物の処分場の候補地のことについても見解を伺いました。今、環境調査のことも伺いました。例えば今、国への基準をクリアしてるので安全だっていうことは、国の基準をクリアしててもクリアしてなくても、法的には違法だっていうのが水俣病の判決だったようです。あれ以後、物すごく厳しくはなったんですけども、本当にもう多大な被害が出ておりますので、ぜひとも環境評価についても、よく吟味していただきたいと思います。広域管理組合の中で発言できることはどんどん発言していただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。

時間がなくなってしまいました。最後に、高齢者の問題についてなんですけども、これは住民の方の意見なんですけども、結局は住民の方にお電話いただきました。テレビを見てたら、高齢者の死亡っていうのは熱中症の死亡より凍死のほうが多いんだそうです。それを今テレビでや

ってましたよというようなことで、特に私も思ったんです。この冬の寒さの中で独居の人はどげしようなあだあかなっていうふうに、灯油っていっても灯油も高いしなとか、灯油いってもな、ストーブも心配だしとかいって、エアコンもつけずにおうなるのかなっていうふうに思ったときに、これが1本電話を、お元気ですかっていう電話してあげていただくといいなっていうふうに、その住民の方とお話しして思いました。

それと、もう一つは、要支援の方なんですけれども、毎日でもデイサービスに行きたいと、独居の方ですよ。朝から晩まで1人で家におらかと思ってみなさいませってって言われました。本当にえらいことですって言われました。そういったこともありましたので、一言電話で声かけをしてあげたらいいのではないかというふうに思いました。

それと、正職をふやしてほしいっていいますのは、これも、利用者さんは自分をずっと見てもらいたい、担当者がかわったりとかするとすごく不安なんです。例えば要支援の方が要介護になられたとき、その時点でケアマネがかわりますよね。まず、そのときに、何で前のあの人は来てごしならんやになったのっていうふうに言われます。本当にそういった制度の都合でそうなるんですけれども、受ける側の人はせっかく親しくなって、例えば、これは米子市にお勤めされておるヘルパーさんだったんですけども、訪問したおたくで布団にさわらせてもらえなかった。だけれど、自分は、あの布団を洗濯してきれいにしてあげたいと思ったけれども、布団さえさわらせてもらえなかったっていうのが5年くらいあったんだそうです。そしたら5年目くらいから、すごく心を開いてくださって、きれいな布団にしてごしなあかというようなことに、やっと5年かかったっていう話を聞きました。そういったことがありますので、本当に高齢者の方の立場に立つと、今まで何でも知っちゃってごしなったけんっていうところに担当がかわったりすると本当に不安になられますので、そういった意味では、正規の職員さんがずっと見守ってくださるというような形が私はいいなというふうにして、そういった質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） あんまりこのごろのことで、多少支障もあるかなと思いながらお話をしますけれども、週末に包括支援センターの職員が2人、高齢者、独居のおうちへ行きて、様子がおかしかったので行きたということで、ここに住んでいらっシャらない子供さんのところに、ちょっと気をつけちゃってもらいたいなということを言ったということであります。3日休みがありましたので、火曜日に行きたら亡くなっておられたということで、いわゆる凍死の状態ではなかったかというふうに思います。そこまでのことを、実は、さっき答弁しましたけれども、個々

の状態に合わせてやっておるということはそのことであります。密度を変えながらと言ったのもそのことです。金曜日に行きて、火曜日に行きたということですので、休みの間行きてみればまんだよかったということになるかもしれませんが、それだけ密度を上げてやっていますので、高齢者の皆さんにとっては、そのことは自分のこととして受けとめられないと思いますので、不安はあろうかと思いますが、かなりの密度を上げての、状態を見ての、現場の職員が判断をしておるというふうに評価をしております。

それから、この人にずっとというのは、この係にずっと見てほしいというのは多少無理があるかなということで、状態、状態に、高齢者の状態によって変えていかなければならない部分もあるし、高齢者の方も受け入れをしてもらわなければならない。そして受け入れをしてもらう側の、提案する側の職員の質も上げていかなければならないということや、そして、自分の家で1日おられるの苦しいなということもあるかもしれませんが、やっぱりそれは、地域に出かけたり、受けとめて、受け入れてもらうというようなことも大事ではないかなということで、これ一つがいい、これ一つが悪いということではなしに、全体的に高齢者にどうやってやっていくのかということは日々知恵を加えながら、検討しながら進めてまいるということでもあります。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） これからも何回も多分、質問していくと思います。

緊急通報装置のこと、村長、御答弁の中でありましたけれども、それと大学病院からのサポート。私も変わったなと思いました。これでなくて、緊急通報装置のことが全然わかってなくて、家族の方がセコムにお願いした。昼間独居のお母さんをセコムにお願いしたいって言われて、もう驚きました。この御家族に情報が行きてなかったかな、恐らく聞いてはいらっしゃいますけれども、年いった高齢者の方はよく理解できなかったのか、それとも家族とのあれがなかったのかわかりませんが、それで、セコムにお願いして月々6,000円だそうです。その装置をつけてもらうのに8万近くかかった言われまして、これって本当にえらい時代になったないって思いました。ぜひとも緊急通報装置については普及していただきたいと思いますし、それと、携わっておられる方にお聞きしますと、この緊急通報装置もいざ必要なときには押さないんだそうですね、そこまで頭が回らなくて。ほとんど活用しないっていう現実もあったりしますので、その辺はよくよく訪問されたときには具体的に、こういったときにはここ押すだよ、こうするだっというのを、やっぱり皆さんにお伝えしていくということが大事じゃないかなって思いました。本当に必要なときにそれができないっていう現実があるそうですので、ぜひとも、その辺の

ことをよろしく願います。それについての答弁願います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） この緊急通報装置は、やっぱり同じ思いをしております。これからその必要度がどんどんどんどん高まっていくのかなということだと思っておりますので、しっかりと利用のふえるようにというか、御家族あたりがしっかりと理解をしていただかなければならないということですので、本人さんよりそっちのほうの理解を得る努力のほうが大切かなというふうに思ってます。しっかりと努めたいというふうに思います。以上です。

○議員（6 番 江田 加代君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で6 番、江田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼休憩に入ります。午後1時から再開します。以上です。

午前11時46分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

午後1時からの最初の一般質問、8 番、井藤議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は3点について質問をさせていただきます。なかなか時間配分が難しいと思えますし、質問通告につきましても、項目を立てて、なるべくわかりやすいように書かせていただいたと思っております。私もきっちりと質問、できるだけさせていただこうと思えますし、答弁にあっては簡潔な答弁で進行に協力をいただければと、このように思います。よろしく願いしたいと思えます。

まず、1点目が、迅速・柔軟な予算執行の配意はということでございます。それから大きい2点目が、議会改革条例施行への積極対応ということで質問させていただきます。3点目が、公民館の設置管理に関する考え方はどうかという、以上、3点について質問させていただきたいと思えます。

まず、1点目の迅速・柔軟な予算執行の配意はという点でございます。いろいろ村民の皆さんからの話を伺っていたり、あるいは行政懇等の中で参加させていただいて村民の皆さんの意見等

を聞くにつけ、やはり予算執行に係る村民からの不満が依然とあるように感じます。事業の推進が遅いとか、あるいは予算執行が遅い、あるいは言っているのに対応してくれないというような内容であろうかと思います。やはりそこには、要望等を受けてからの経過の説明がやはり不足していたり、あるいは予算執行上の工夫や配慮がもう少し足りないのではないかというふうに私は感じております。そこで村長に、次の４点について伺いたいと思います。

まず、第１点目が、迅速・柔軟な予算執行に向けての職員への何か指示はしておられますでしょうか、どのような形で指示をしておられるのでしょうかということであります。２点目が議決予算外、今回も当初予算上がっておりますけども、議決予算外、あるいは議決した予算であっても、それを超過するような急な必要経費の対応方針、対応はどのように考えておられるのでしょうかということであります。それから、３点目が、急な村民要望等の把握についてはどのように考えておられるか。また、要望を受けた場合の事後の検討システムについては、どのようになっていますでしょうか。４点目が、予備費等の活用実態の改善事項等について、執行部のほうの姿勢を伺いたいと思います。

大きな２点目の、議会改革条例施行への積極的な対応について伺いたいと思います。御案内のとおり、日吉津村議会基本条例、議会議員の政治倫理条例の２つの改革条例が今年の４月と１０月に施行となっております。先般はこれをまとめた小冊子が村内の各全戸に配られたところであります。今後、平成２１年に施行となっている自治基本条例と一体となった積極的な運用がぜひとも必要だろうと、私はこのように考えております。議会改革条例の制定の趣旨に沿い、真に村民主役の村づくりを推進していくためには、改革に対する村長の積極的な理解と協力が必要不可欠だろうと、このように考えております。そこで村長に、次の４点について伺います。

１点目が、議会改革の推進に対する村長の期待はどうでしょうかというところで、１点であります。２点目が、改革条例施行に当たっての職員の指示、これは村長はなさっておりますでしょうか、どうでしょうか。もしなさっておれば、その内容をお聞かせ願いたいと思います。それから３点目が、改革条例の施行に伴います行政で変わられた点、変更点は何かあるのでしょうか、どうでしょうか。４点目が、施行に伴う行政の課題、今後の方針等がお持ちでしたら伺いたいと思います。

３点目が、公民館の設置管理に関する考え方について伺いたいと思います。各自治会には公民館がございますが、その利用形態が、私は以前に比べてかなり変わってきているように思います。以前は自治会の集会や個人の冠婚葬祭などの際の共同利用施設、お茶を準備したりというような利用方法であったと思いますが、それが最近では、災害の発生の際の一時的な避難施設、あるい

は地域コミュニティの活動の拠点、あるいは地域ボランティアの利用、あるいは行政機関の説明会での利用など、以前に比べて内容も利用状況も変わってきておりますし、また、その公共性が私は一段と高くなってきてるんじゃないかなと思います。そこで村長に次の３点について伺いたいと思います。

まず、第１点目が、自治会公民館の設置、管理、運用の現状はどうなんでしょうか、どのように把握しておられますでしょうかという点であります。２点目が、行政から見た問題点と今後の課題があればお聞きしたいと思います。３点目が、私は設置管理に関する取り扱い規程、これがぜひ必要だと思いますけども、この取り扱い規程の有無、また、その必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、３点について伺いたいと思います。答弁をまずはいただきまして、時間の制限もございますので、なるべく短く再質問はさせていただきたいと思います。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、迅速・柔軟な予算執行の配意はということが１番目の質問であります。

迅速・柔軟な予算執行に向けての職員への指示はどうしておるのかというのが、まず丸の１つ目でありまして、予算の執行については、日ごろより各課長による予算執行の進捗管理や担当者の事務スケジュール管理によって迅速かつ正確に執行するよう、平素より職員への周知徹底を図っておるということでもありますけれども、年間を通じて、４月から始まって３月までというと、前半はどうしても国の事業の動きや予算執行の国の予算の配分の動き、内示決定などがありますので、どうしてもそちらの事務に手をとられて外のほうの動きは余り見えないということだと思ってます。そこら辺の動きが年間通じて出てくるのが、単年度を考えた場合でございますけども、９月から１２月ぐらいになっていくのかなというふうなところで受けとめておるところであります。

それから、議決外の急な必要経費への対応方針はということで、予算がないものは支出ができませんので、まずは補正予算という形で議会に上程をし、承認を受けるというのを基本にしております。ただ、緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がない場合には専決処分をすることができるといことでありますけれども、振り返ってみますと、西部地震あたりのときには余り専決処分しなかったなという気がしてます。臨時議会を６回ぐらいやった記憶がありますので、そんな感じでどっと、その都度都度、全村的なことでありましたし、議会も事の重大さがわかつ

ていただいておりますので、全村的な課題でもあった、西部圏域の課題でもあったということで、たしか6回ぐらい補正をしたなという気がしておりますので、やっぱり急なときには、できる限り議決をしながら予算を執行していくのがルールであろうなと。専決処分は、あくまでも招集する時間的余裕がないというときでありますので、西部地震でもそういうことを対応したことを思えば、なかなか専決処分に至るところにはいかない。それまでに議会にお話をする機会があるだろうなというふうに思ってます。

それから、急な村民要望の把握と検討システムはということでありますけれども、これについては、まず担当課から上がってくるわけであります。その際、どうするのかという議論を予算をする総務課長と協議をして、補正をするのかせんのかというところから始めてます。補正も待てん、専決処分もせないけんというような状況というのはあんまりないのかなという気がしておりますけれども、そこが住民との気持ちの乖離があると言われれば、どうなのかなという気がしますけれども、それは住民の要望にできるだけ沿った形にしなければならないということですので、客観的に物事を見るということでは議会に判断をしていただくのも大事なことだというふうに思っております。ということで、協議による判断基準等については、重要性、緊急性、公平性、妥当性、ここを内部的な判断をするということで、さらに、そこを客観的に見ていただくということでは議会があるのかなということで、あらゆる要素を執行部で判断した後に結論を出すということにしています。

それから、予備費の活用実態と改善事項はということで、予備費を使うという発想なしにこれまでできておったなというふうに思ってます。ですから、予備費というのは500万程度の形ばかりのもので、本当に何かあったときには使うという程度のものでございますので、県知事さんの予算執行で見ますと、通常 of 自然災害あたり、大きな災害でなくとも、例えば野菜が台風何号で傷んだので、その種子代を、苗代を助成するとか、消毒費を補正するとかということを予備費を使ってやっていらっしゃいますので、そういうやり方もあるのかなということだと思ってます。農業災害の大きな災害ではありませんけれども、考えたときには、県知事さんが予備費充当されるような案件については、うちは補正で十分に間に合うという内容になっております。それは知事さんが出されたものに我々は同調をしてやっていくというスタイルになってますので、それを主体的にやるかということになると、多少その辺では力不足があるかもしれませんが、その辺では県知事が先導をして、そんな方向を出していただくので助かるということもありますし、うちげがやって隣の町がせん、隣の町がしてうちげがせんというのも、政策的には県内で考えたときに、例えば野菜をつくっておるときに、そんなときに隣はして隣はせだったというようなこ

とがあってもならないなということでは、知事さんのリーダーシップが非常にありがたいという
ようなことで、このごろの県知事さんの予備費の使い方については非常に上手に使っていただい
て、我々はそこを補正で対応させていただくということで非常に助かっておるというところでご
ざいまして、予備費をあんまり使ってないというのが実態でございます。事例は少ないというこ
とでありますので、除雪を含めて災害時には支出が予想されるわけですが、基本的には、急
を要する場合には補正予算での対応か、もしくは専決処分だということにしておることござい
まして、予備費を使った記憶というのはあんまりないというところでもありますので、さらにスピ
ードを上げるということで予備費を使うということになりますと、その客観的な判断をいかに
間違えずにやっていくかということ、後から評価をいただくことになりますので、しっかりとそ
この判断をしていく必要が求められるだろうというふうに思っています。

次に、議会改革条例施行への積極的対応ということで、2 番目の問題でありますけれども、議会
基本条例の前文で、申し上げる必要ありませんけれども、議会は村民福祉の増進を目的に議員活
動を行うという意識改革と、議会に関する基本的な事項を定め、議会運営及び議員活動の最高規
範として条例を制定するというふうなうたってあるわけではありますが、これは議会といえども、
議会もそして私も、一緒に立場で村民の福祉の増進に努めることが大きな役割でありますので、
それはたがえのないところでありまして、この条例の基本的な理念をもとに、議会活動の活性化
を図られて、住民が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とされ
ておるということでありますので、行政と議会が互いに相互理解、信頼関係を築きながら、情報
共有しながら参画と協働の村づくりを村と議会と、行政と議会という立場の違いはありますけれ
ども、村民の福祉の向上という究極の目的は一緒でございますので、そこに向かってお互いに議
会活動をされていくこと、自治体としての運営をしていくことを目指して期待をしておるもので
あります。

それから、議会議員の政治倫理条例では、議員の政治倫理に関する必要事項が定められて、村
民に信頼される公正で民主的な村政の発展に寄与することを目的とするということでありますけ
れども、議会政治倫理条例は、言ってみれば、議員の行動規範の指針とするものでありますので、
それに従ってやっていただくということでありますので、議員の使命を果たされるという中で、
品位と責任を忘れずに村民の信託に応えられるべきだということで職務に遂行されることを大い
に期待をしておりますけれども、政治倫理規制法、いわゆる政治倫理条例でいいますと、これは
議会だけに限らず、公務員も我々役場職員も同じ立場ですので、そのことで政治倫理条例とい
うことで、公務員である限りは、その行動抑制をしなければならないということは、常に、2

4 時間肝に銘じて活動をしていくことが必要だというふうに考えております。

改革条例施行に当たっての職員への指示事項はということでございますので、申し上げましたように、自治基本条例に基づいて、改めて議会基本条例にも同じ理念で条例が制定をされておるわけでありますので、参画と協働の村づくりを念頭に業務を進めるわけでありますけれども、その根底にありますのは、公務員としてどんな立場で仕事をしていくのかということが基本的なところであろうというふうに、繰り返しではありますけれども、そんなことを職員に求めながら、常に指導の中では、職員との議論の中では、物事の許認可等にとっても、一つ一つそのようなことを互いに合意点に達するまで話をしておるところであります。

政治倫理条例に関して、条例自体は議員に関するものでございますけれども、条例の施行に当たりましては、申し上げましたように、職員としても自治基本条例に基づいて、公正、誠実かつ効率的な職務を遂行するよう指示をしておるところであります。あわせて、特に政治倫理のところでは、地位を利用して公正を疑われるようなことはしてはならない、契約等で不正な働きかけはしない、職務執行の際に不正に行使するような働きかけを受けないことなど、政治倫理条例第 3 条に該当するようなことにならないように注意喚起もしましたし、常日ごろ許認可等においては、ここはこんな扱いをするけれども、じゃあ村全体で考えたときに、この扱いでいいのかと、公平さが保てるのかというようなことは、特に許認可ではしつこく聞いておるというようなことで、気持ちの違いや意見の違いはそこで修正し合いをしておるということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

改革条例の施行に伴う行政の変更点はということで、この議会の改革条例において、行政での変更点は特にないわけでありますけれども、やっぱり改革条例によって、職員の立ち位置をさらに明確にした条例だというふうに受けとめておるところであります。

そして、この施行に伴う行政の課題と今後の方針はということでございまして、議会改革は議会で進めていただくものでありますけれども、村としても自治基本条例第 17 条、第 21 条に基づき、法令を遵守し、職員の役割と責務を遂行できるよう、職員の育成に努めたいというふうに考えておりますけれども、議会改革が目的とされる議員活動について行政側もしっかりとした観点は、住民の福祉の向上という観点での議会の活動に対し、その助力を惜しまないものであります。

続いて、公民館の設置管理に関する考え方ということでありますけれども、自治会の公民館の設置、管理、運用の状況では、自治会公民館は各自治会が地域コミュニティの場として設置されて、管理、運用されていると認識をしておるところであります。かつての自治会の公民館とい

うのは、改めて今の活動を文章にしたり行政で課題になるようなことではなかったと思う。それは地域の力がしっかりしておって、地域の中で一定の高齢者を見守ったり、子供たちは自治会の中に、解き放たれてという表現は悪いですけども、そこで子供たちが育ってきたというところでもありますけども、社会が複雑化してなかなかそういうことになりませんので、子供1人にして大人1人にしても、ちゃんと地域の中で見守りをしていくということを旗頭にしながら、地域活動が展開されなければならない時代になったということでもありますので、なかなか感覚的にあだこうだというところではなしに、これはこうだ、こうでなければならないというようなところまで自治会が詰めをしなければならなくなりましたので、自治会運営も非常に厳しくなっておるなというふうに感じておるところではありますが、そういう意味では、自治会公民館の建築当初は、一斉にどこの自治会も公民館が新しくなった時代がありましたので、そのときの建築の補助金の上限額は限度額を2,000万円で、事業費の2分の1を村が補助して建物ができたということでもあります。不足分は、自治会がそれぞれ自治会の会員の皆さんから応分の寄附金を募って建築されておったというものであります。その後の維持管理は自治会に行っていて、このため運用の状況は自治会が把握されております。

なお、修繕等に関しましては、同様な時期に公民館が建てられましたので、大きな修繕を伴うなどということがこれまでなかったと思っておりますので、そういう意味では、今の制度は自治会の活動支援制度ということで、制度といいますか、修繕といいますか、改築の制度は維持修繕があった場合に、30万以上の事業費に対して2分の1、上限30万円の補助を行っておるということでもありますし、それから、それ以外には、これは村として政策的に別物でやらせていただきましたけれども、自治会公民館のバリアフリー化をさせていただいたということございまして、これを助成して工事費を、300万円以上の事業に対し3分の2を上限の200万円助成をしたということで、平成19年度の上2の自治会のバリアフリー化に始まって、平成25年度の樽屋自治会のバリアフリー化で工事は終わっておるということでもありますけども、樽屋については議会に御相談を申し上げて、世帯数が20戸という世帯数の少ない自治会ですので、補助率を上げさせていただいて、樽屋もそれでバリアフリー化をされたということでもあります。海川新田の分館と今吉東集会所は下水の関係の集会施設でありますので、生い立ちが違いますので一緒にはならないということですけども、あそこも一定の修繕費をかけておるということでもあります。

それから、公民館においては、一時的な防災拠点ともなるために、各自治会公民館には防災倉庫を配置し、ある程度の防災資機材を整備をしておるというようなこともありますし、リサイクルハウスも設置したというようなことでもあります。今後必要なものがあれば整備する方向で検討

していきたいと考えますけども、防災拠点の機能強化で公民館を増改築する考えは今のところはございません。一時避難所でありますので集合をしていただくということかなと思ってますので。ただ、言いましたように、建築は同様な年代に始まってますので、どこかで大きな修繕を伴うときが来たか、来るかしますので、やっぱりそれは、ある程度一定の目をあけて、行政としても支援をしていかなければならないところにあるかなというふうに思ってますが、行政から見た問題点と今後の課題ということになろうかと思います。

それから、自治会公民館では地域コミュニティの場として、さまざまな活用がされてると議員さんからあったとおりでございますので、さらなる活用ができるよう、工夫、検討していただくとともに、村のコミュニティ助成の活用もぜひとも行っていただきたいということでもあります。

設置管理に関する取り扱い規程の有無ではありますが、その必要性はということでもありますけれども、自治会公民館は各自治会により管理、運営をされております。設置管理に関する取り扱い規程については、各自治会にお任せをしているというものでありますので、そのようなお答えをさせていただいて、少子化や高齢化がさらに進んだり、高齢化の単身世帯や高齢世帯が、そのこの住みなれた地域で住み続けるということで国の方向が変わりつつありますし、そこに向かっていかなければ医療や介護施設がもたないと、入所場所が、居場所がなくなるということでもありますので、公民館の機能はさらに充実をされるべきだし、していくべきだし、いろんな考え方もあろうかと思いますが、やっぱり地域活動の拠点であるということに変わりはないということを申し上げて、井藤議員の一般質問のお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 再質問をさせていただきたいと思います。先ほど言いましたように、随分、時間が限られた中で3つのちょっと再質問になりますので、ひとつ答弁のほう簡潔に、よろしく願いしたいと思います。

まず、迅速・柔軟な予算執行に向けてというあれでの、1つ目の質問の件なんですが、予算編成につきましては資料をいただいたりして、毎年10月ごろに村長名で各部局っちいますか、各課のほうに編成上の注意事項なんか出てますけども、この、いわゆる執行についてはわかりましたですけど、先般照会させていただきましたら、やはり会計上問題になるような点については、なるほどなされとるんかなと思ったんですけど、その他の、例えば具体的な、先ほど予備費の関係とかいろいろ予算外の、あるいは超過するようなものについてるような、口頭で言うのは簡単なんですけども、具体的に言ってあげないと、やっぱりなかなか各課のほうも執行ができないん

じゃないだろうかということがあります。さっきの村長の話で、専決なり、あるいは補正予算で第一義的には対応できる範囲内だというふうに、私もそのように理解はしたいと思いますが、やはりこのあたりが、例えば村民から見ても遅いという感じを受けられる方があるようでして、例えばそのあたりで、予備費活用なんかも含めてなんですけども、もう少し具体的に村長のほうから指示してあげる、あるいは、文書でも出してあげるというほうがスムーズにいくんじゃないだろうかと思うんですけど、どうでしょうか。今まで出されたことはありませんか、予算執行については。もうちょっと。（発言する者あり）ならいいです、1回切りましょう。お願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 予算執行においては、全体的にこうだと、今ここだというようなことはしたことはありません。

○議員（8番 井藤 稔君） ない。

○村長（石 操君） ないです。ただ、個別具体の議論については、今、この課題はこんなところですよ。補助金の内示が来ましたのでこれから補助申請をしますと、個人の権利にかかわる水路を直そうとかというようなこと。それから個人にかかわるときには、保育所の入所申し込みが11月末ですので、それでいいか悪いかの決定は2月ごろにするのかな。2月か、保育所の申し込み、1月か。（「1月」と呼ぶ者あり）1月ですね。そんなことでやってますので、それで大体要求は通ってますし、たまにあの仕事はどげんなっちゃうだという、私のことや、うちげの要求はどげんなっちゃうだという取りこぼしは、それはあります、中にはありますので、それはやっぱり個別に指導して進めるようにしていますので、そんなところです。

考えてみたときに、井藤さんが言われる議論でどうかなと思うのは、課長に今の年間の職員の一人一人の執行計画を立てさせますので、課長がそこで、じゃあ、その職員が何ぼかの事務を持っていますので、その進捗管理をしておるとするのは皆さんにはお見せをしてないというのが実態で、そんな管理をしております。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっと実は、この件につきましては予備費の執行ちゅうことで、昨年の3月議会で質問させていただきましたら、村長のほうから、ある程度御理解があったちゅうことで、雪害対策で去年は使えるような、去年いったら一昨年になるのかもしれませんが、あったし、一応考えてみたいということを答弁いただいております。その検討していただいた結果というのはどうなんでしょうか。そのときもお話したんですけど、平成22年から28年まで決算ベースで見て、予備費の執行、全然ないですよ。ですから、箱物なんかの大きな事業、

予算の執行というのはもちろん大事ですけども、やはり村民の意向を酌むような、少額であってもやはりそのあたり手当てするような、村民の需要を充足するような予算執行が必要じゃないだろうと思うんです。私は平成23年ぐらいからしか決算は立ち合ってませんので、22年度から28年度までは決算ベースで全くない。それから29年度も、今回、予備費500万上がってきております、予算書見たら、一般会計の。だから、そういうような状況であれば、そこの執行できないっっちゃう原因は何だろうかと思うんです。わざわざ議会のほうは議決しとるわけです、村長おっしゃるように。補正をする必要もないですし、議決しとるわけですので。そのあたりを、やはりそういう観点がないのか、あるいは何かほかに理由があるのか。それから、執行状況がありませんので、会計監査についてもちょっと、検査院検査についても聞かせてもらったら指摘はないということでしたので、執行されてないから。私が見れば、やはり予算の有効な活用というようなことから見たら、予備費なんかもやっぱり使っていったほうがいいじゃないかという気がするんですけど、そのあたり去年の3月議会からここ1年間、検討された結果っっちゃうのはどうなってるんでしょうか、どうでしょうか。それも含めてちょっと回答をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 22年でしょうか、23年になるんでしょうかね、正月の大雪。あのときは本当にかんりの除雪費を使いましたし、オペレーターもおらんというようなこと、機械もないというようなこと。でも圏域では、正月の4日にはもう村内だけはあいておったという状況につくり上げたというふうに思ってますけれども。あのときはかなり金使ったと思いますけれども、それは何か時間的なことがあって、予備費でなくて予算を何か振りかえて使ったということで対応ができたということだと思ってますので、どちらかといえば、予備費を使うというようなことを考えずにこれまできましたので、どちらかといえば、適宜議会をしながら、臨時議会をしながらやってきたということでございますので、このたびの雪の場合などには当然、予備費でいいよということを言ってますし、去年の雪のときには、このたびお褒めいただきましたけど、もう去年の雪の質は全く重たいもんでしたし、降り方も2度ほど降りましたので、去年のえらさは大変でしたけれども、それも予算が足りませんでしたけれども。でも、いわゆる請負契約のある業者さんが下請に出されて、大きな機械を持ってきて除雪がやっとできたという状況がありましたので、去年も予算措置を何かしたんだろうというふうに思ってますけれども、そこら辺は課長から答えてごすか。

ということで、総務課長が答えます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

28年度だったと思うんですけど、大雪だったのが。そのとき除雪については当初、予備費を使うかというところで、ただ、予備費が500万しかなくて、実際に500万以上かかるということが試算で出たために補正予算に切りかえて、たしか700万ぐらいだったと思いますけど、そういう形でさせていただきました。ですから、一応、予備費は基本的には使わないということが前提にしております、それが間に合う分については補正予算で対応と。ただ、平成27年度で水道管が凍って水が出なくなったときに、水をうちのほうから提供したときに6万ほど予備費を充用させていただいて補充したということと、あと太陽光の関係があって40万、そのときに46万の充用したのが近年あった予備費の利用で、それ以外は、25年から過去5年間は特に予備費を使っておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。大体わかりましたけど、やはり住民の人からこういう苦情が出るというのは残念なことです、それから、あながち金額の大きいものだけ、大きいものはそれなりにやっぱり検討していかないとはいけませんけど、せっかく議決しておりますので、もう少し使われた方がいいじゃないだろうかという気が私はします。私も今まで、こういうケースはあれですか、こういうケースはどうですか、もう今さら細かくは言いませんけども、話を実際に今までの質問の中でさせていただいておりますので、また確認してみてください。要は、残念なのは、やはりこうして質問しても検討されていないじゃないだろうかという、ちょっと感じがするものですから、全く返答はありませんし、検討したらこうだったよっちゃん、その打ち返しがありませんので、そのあたりがわからん部分ありますけども、やはりまだまだ使えるんじゃないだろうか。またそれが、村政に対するやはり住民の協力などが得られる大もとにならさんだろうかと思っておりますので、ぜひ前向きに今後も検討して、できるだけ執行していただくということでお願いしたいと。

次の2点目に、ちょっと入らせていただきたいと。議会改革条例施行への積極対応っちゃんことですが、一つ聞いてみたいんですけど、自治基本条例ができた、それからあと、さっき申しましたように、議会基本条例と政治倫理条例ができました。この前と後で大きく違ったところっちゃんのはどのように把握しておられますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） これはどちらかといえば、行政側が都合よく捉えた部分もあるのではないかと。これから住民自治のあり方を探ったり方向性を示したものの、さらには、そこには、行政

の首長の立ち位置や議員の立ち位置を示したものが自治基本条例であったり議会基本条例であったというふうに思ってます。そこにまた村民参画という住民主権という思想、考え方が持ち込まれて、住民参画、住民主権だという地域づくりを進めるということが、これからの地域づくりの大きな進め方、大きなといいますか、進め方の基本だろうというところを多少勘違いをして受けとめたところがあるのではないかと。住民がしなければならないことだから住民がしなさいよというところに多少意識の違いがあるのでないかと。住民がしなければならないことですが、それは言葉を返すと役場がしなければならないことだというところを、多少、そこが残念なところは、そこがマイナスになったところではないかと。ただ住民主体で地域づくりを進めていく、住民の参画と協働で地域づくりを進めていくという方向は一定の理解ができたというふうに思ってますので、これから、じゃあ、どんな形でということと考えますと、やっぱり住民の目線で行政運営をしていくということを改めて徹底をしていく必要が大事ではなかろうかなというふうに思ってます。それには、やっぱりこれだけ高齢化してきましたので、住民の皆さんの力もしっかり出してもらわなければならないということだと思ってます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。

もう少しちょっとお聞かせ願いたいと思いますけども、自治基本条例があるときと、あと、後発で8年後になったわけですけど、議会基本条例と政治倫理条例と。一番大きな違いは、僕も今まで議会でもお話ししたと思いますけども、議会の機能強化がやっぱり一番変わるところだと思う。対住民は議会と住民、行政と住民、これは自治基本条例で十分とまでは言いませんけども、出てきとったわけですし、それに基づいて多分、村長も行政のほうを推進してこれたと、このように思いますけど、一番変わるところはそこです。だから地方分権を強化する、それにあっては行政もしっかりしろ、それから議会もしっかりしろということで、おくれればながら議会基本条例と政治倫理条例は、そのためにも議会のほうもしゃんとせにゃいけんなということで、一番大きく変わったところ、このたび変わったところってっちゃうのはそこじゃないかと思うんですけど、その点、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 自治基本条例ができたときに遅かれ早かれ議会基本条例はできると、議会はつくられるというふうに思ってたので、できた段階で両方の軸ができたということで、それであらゆる課題は乗り切れるというふうに思ってます。以上です。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました、ありがとうございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（８番 井藤 稔君） ありがとうございます。まさにそういうことで、２つが一体となった運用ができて、自治基本条例ももちろん、議会基本条例、それから、いわゆる議員の倫理条例等が一体となった運用が図られて、初めて本当に改革ができる村政になるんじゃないかならうかと思います。だから議会だけが幾ら走ってもだめですし、また行政だけが幾ら走ってもだめだと私は思います。そういう意味では、両者、村民も含めた３者が一体となった運用ができて初めて村の改革、行政も、もちろん議会も改革を図っていけるんだらうなと思いますので、さっき村長がおっしゃったとおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

１点、ちょっと申し上げておきたいのは、今、憲法改正ということで、いろいろ話がこれから国会のほうでも討論されるんでしょうけども、いわゆる第８章の地方自治というのがあります。ここで大きく変わった部分といたらおかしいんですけども、議会の地方議会に関する表現が変わってきとります。これは、私は私なりなんですけど、どうでしょうか、村長もいろいろ、あそこの産業体育館で憲法改正の講習がありましたよね。平成２４年の自民党草案の関係であったんですけども、あれ見ていただいたらわかるんですけど、チェックしておられますか。総務課長でもいいですけど。

ちょっと申し上げてみますと、要は議決機関として地方議会を置くという、ただそれだけの表現になってますけども、それがさらに、ちょっと詳しく具体的に表現されております。条例及び重要案件についてというような、議決するということになってます。正確なところは、私、ここにあることはあるわけです。

失礼しました。地方公共団体の機関とその直接選挙というのが第９３条にありますけども、ふえたために条送りがあって、９４条ということで新たになっておるわけです。古いほういっただけおかしいです。現行の議会の関係が、その議事機関として議会を設置するということだけですけども、これが改正草案では、条例その他重要事項を議決する機関としてということが規定してあります。ここまで詳しく表現されておると、詳しくではないんですけども。要は、これは何だろうかかと私考えた場合には、こういう意味では、やっぱり議会もその役目を果たせということなんだと思います。条例その他重要事項をということですから、これはまだ今、執行部と調整中ですけども、議決事件の追加ですよ。なかなか決まらない部分もありますけど、こういうことで草案自体も、まだ草案段階ですけども、変わってきとるということをひとつよく見ていただきまして、私はやっぱり議会しっかりしろということだらうと思いますので、ひとつそのあたりもしんしゃくしながらひとつ検討いただいたらと思いますけど、この点、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 憲法改正の自民党草案はかなり前から出ておりますが、今回は日本の防衛の問題や、それから参議院の合区の話などもなかなか着地点が見えないよう、そのことなど、個別の参議院の合区の解消の問題なんかを見ても着地点が見出せないようでありますので、憲法改正はどうなるのかなという気がしております。でも、憲法改正を総理大臣が提案するということは、これは否決されてはならない案件になります。ということは、今回、憲法改正を提案して否決されれば、二度と憲法改正の議論は国民的にはできなくなるということが根底にあると思っておりますので、なかなか容易なことではないなと。やるなら絶対通すと、3分の2を通さなければならぬということにならないと提案ができないと思っております。そういうことですけれども、地方自治に関しては、条例は当然でありますけども、何が重要なのかという見きわめをしていかなければならないということと、法律制度の中に議決事項などもあったりするというようなこともありますので、そこでカバーするところはそれでカバーすると。じゃあ、我が村にとって何が重要なのかということでの判断は、当然、議会と執行部との関係の中で、議論の中で構築し、それは住民の皆さんとの議論もしながら、議会と執行部と、じゃあ、こんなところでやろうかというこの議論はしていく必要があるというふうに思っております。以上。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。

私、この議会改革条例施行への積極対応ということで、最初質問として考えたときには、実は交渉の過程通じて、特に議会と執行部との関係の4カ条ほど新たにできた部分がありますけど、これについてのいろいろ、今までの質問を通じて、本当に村長のほうが積極的に対応していただけるんだらうかどうだらうかという心配が多少ありましたけど、それで実は質問させていただいた経緯もありますけども、そういうことでできるだけ早く、このあたり、全体がそれこそ早く整備されるように、また、今まで規定のあった部分についても、本当にその趣旨をよく理解していただいて推進にも協力していただけるんじゃないかろうかという、今感じを受けましたので、ひとつ引き続き、早急によろしく、この点、お願いしたいと思います。これにつきましては、以上で追加を一時終わりたいと思います。

最後の、公民館の整備の関係ですけど、これは他県の自治体の状況なんかについては検討しとられますか、どうでしょうか。ここで質問させていただいておりますのが設置管理に関する取り扱い規程の有無ということでして、これの他自治体における状況については把握しておられますでしょうか、どうでしょうか。それに基づいて、現状でその必要性についてはどのように判断さ

れてますんでしょうか、どうでしょうか。この点がもう少しはっきりしませんでしたので、その点についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

先ほど村長からもこの設置、管理、運用の関係については、自治会公民館というのは各自治会だということで認識してるということでお話しさせていただきました。ということで、特に今、他県の状況を調べてどうこうするということまでは至ってないということであります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） まだこれから検討してやるということかどうか知りませんけども、まだ把握しておられないということなんですけど、全国的に見ると、非常にこのあたりの今規程が整備されてきております。私もホームページなんかで見たり、それから、今ああして例規なんかがありますので、その関連の自治体のところを見ますと、やはり、そうですね、例えば今、村長が今までの運用状況をお話伺いましたので大体わかりますけども、いわゆる新築の関係、それから増改築の関係、それから修繕の関係、先ほどありましたように、バリアフリーの関係、この間の樽屋ののでしょうか。それから屋外の運動施設の関係、こういうのを対象に、やはり整備をするためのいわゆる補助金ですかね、これが執行部っちゃうか、行政のほうから一定割合でなされるという状況があるということです。いろんなところでそういう点がやっぱり問題になってきて、多分なされてきておるんだと思いますけど。

やはり、村長、さっきおっしゃいましたように、いつときに改修時期なんかも出てくるかもしれないし、それから既に廃棄になったのが、言っちゃ悪いんですけど、今吉なんかの廃棄になった公民館があります。よう、でも使うからちゅうことで使ったちゅうです。それは有効活用したんだろうなと思いますけども、それが切れてしまって、あと、いわゆる改修費も、改修費っていうか、それをこぼすような金も出ないということになれば、なかなか大変な状況と思います。どうも、あれだった小さなもんですけどもこぼすので改修するにも、やっぱり100万ぐらいはかかるということのようです。ましてや今後、それぞれの公民館が改修の時期をいつとき迎えてということであれば、新たな建物が必要な状況が生じてくるということであれば、ある程度、規程を定めてもらって、補助金の上限額を定めたり、あるいは改修経費のどれぐらいを負担してもらえんということがわかっておれば、自治会のほうもそれなりの準備したり、あるいは基金積み立てしてかけられると思いますけども、そのあたりの将来に向けた規程の整備等について、その必

要性と予定、検討はどのように考えておられるか、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） この件につきましては、先ほどもお答えをしましたように、一定の同様の時期に公民館が建って、ある程度年数がたってますので、それまでにそれを補足するようなバリアフリー化などもしてきたと思ってますが、どこかで修繕に対する手当てをしていかなければならないというふうに思ってますが、今、じゃあ、いつということではありません。それから、自治会運営をされていく中で、そこの自治会に一つは法人格を持ていただきたいというふうに思います。これはこれから提案をしていこうというふうに思ってます。富吉は既に法人格をとって、さまざまな経済行為をできるようになってます。それは法人ですので補助金の申請団体にもなれるというようなことがありますので、自治会活動にはこれからそれが、言ってみれば運転免許証みたいな形にしていただければ、いろんなところで補助金をとったりもらったりする活動ができるということですので、そこをひとつお願いしたいというふうに思ってます。

それから、もう一つは、今吉の公民館の古いもののあり方については、自治会長と当時は、今、こぼしなるなら補助をしますよということで議論をして、後はなかなか責任が持ちかねるということ言ってますので、でも、ここまで来て、じゃあ、ほんならあれが今吉の自治会で単独で処理ができるとは実は思ってませんので、じゃあ、今吉がどんなふうにあれを使われるのかと、本当に廃棄してしまわれるのかと。じゃあ、何ぼかかるか知りませんけれども、その経費はどうされるのかという辺を自治会の中で議論していただいて、初めて私はその相談に応じることができますよということは自治会長にお伝えをしておりますので、しっかりと議論をして、その方向を出していただきたいと。ただ、こぼいてしまって戻ってしまうじゃあんまりおもしろくないというのは、あんまりよろしくないかもしれませんけれども、使い道を将来に向かってしっかりと議論された方がいいのではないかと、それには応じますということです。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） ありがとうございます。前向きに検討していただけるということでの答弁だったと思いますので、そのように理解をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で8 番、井藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、1 番、河中議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（１番 河中 博子君） １番、河中博子です。

毎回同じようなことを質問するようで気になるのですが、やはり疑問に思うことは繰り返さなければと思い、質問させていただきます。きょうは２つお尋ねします。最初に、魅力発信事業について。続いて、住民に寄り添った福祉をテーマにお聞きします。

まず、魅力発信事業についてですが、今は余り聞かれなくなりました、地方創生総合戦略の中から３点お尋ねします。

まず、１点目、平成２７年９月にスタートした村の総合戦略を昨年８月、２８年度実施結果として評価が行われました。時々こうしてチェックを入れることは必要かつ大切なことだと思っています。その結果、日吉津の魅力発信事業と、もう一つの郷土データベース化事業ともにＡ評価となっていますけれども、その理由はどういった内容だったのでしょうか。

２点目、村のホームページを使ったＰＲを、今後どのような魅力発信事業として展開されるのか、計画があれば具体的にお尋ねします。

３点目です。西部地域振興協議会作成の各市町村のＰＲ映像コンテンツを専用のウェブページを使って掲載するとありますが、その後どうなりましたでしょうか。

次に、郷土データベース化事業についてお尋ねします。この問題は１年前、昨年３月の定例会で質問し、答弁をいただきましたが、ぜひやっていただきたいですし、やらなければならない事業だと思いますので、改めて現在の進捗状況をお尋ねするものです。なぜなら、このデータベース化事業は大変な作業で、なかなか素人では難しいのではないかと懸念されるからです。日常の業務をこなすだけでも目いっぱいなのに、記録保存という細かな神経が求められる作業は負担が大変大きいと思います。それでもこれは行政としてやらなければならない重要で大切な事業だと私は考えています。前回、昭和３４年当時の大山登山の写真を例にとりまして、記憶は薄れても記録は鮮やかによみがえる。このことは、ただ単に昔を懐かしむだけではなく、当時と現在までの変化を知ることによって未来の方向性を考える貴重な資料になるのだと申し上げました。アーカイブス化とはこういうことだと思います。時がたっても使いやすく、アクセスしやすい形のものをつくるには、じっくり時間をかけて取り組む必要があります。そのための体制は整っているのか、また、どういうデータベース化を想定していращやるのかをお聞きします。

次に、大きな項目、住民福祉について伺います。私もとくに高齢者の仲間入りをしていますが、おかげさまで口も達者ですし、毎日ウォーキングもして足腰もまだ大丈夫です。運転も今のところはアクセルとブレーキを間違えることもなく、行きたいところへ快適にドライブしていますが、いつそうはいかなくなるときが来るか覚悟をしておかなければなるまいと、常日ごろ考え

ています。

ところで、1人になって一番心配されるのは、ひきこもり状態になることだと聞きます。そういうふうにならないように、また、そういう人を出さないように、健康寿命の延伸、介護予防の充実とともに、私たち村民が日ごろの気配り、目配りを心がけることが必要だと思っています。

今吉自治会では、「今吉のえんがわ」という自主的な集まりを月2回開いています。お茶を飲んでお菓子を食べて、たわいもないおしゃべりをしながら情報交換をしておりますけれども、ひとり暮らしになられた方から、お弁当はとるのはいいけど、毎日毎日弁当は飽きる。やはり自分でつくって食べたいが、買い物に行くのがしんどくなつたと聞きました。これを聞いて思いましたのは、買い物の必要性はもちろんです、外出すること自体が大事なのではないか。知り合いに出会ったり、ショッピングをして楽しむ、このことが社会とのつながりを保ち、気持ちに張りが持てて生きる喜びにつながるのではないかと思います。

前置きが長くなりましたが、タクシー券の助成制度がそのことを支援していると思っていますけれども、使い方と対象になる条件についてお尋ねします。1回1枚500円の使い方ですが、対象者2人で1台のタクシーを使った場合でも、1回とみなして500円しか使えませんか。あわせて、助成対象世帯の条件として、65歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯全員が運転免許または自家用車を所持していない世帯となっていますが、この条件は、何か事あれば、子供や家族に連絡をして家庭で対処してくださいということでしょうか。もう少し交通弱者に寄り添った施策はとれないものでしょうか、伺います。

次に、うなばら荘の利用券です。お風呂で使おうと思いましたが、3,600円の回数券を購入していただきますと言われました。つまり、1,600円の持ち出しをすれば、お風呂で使えるということです。これって、親切ではないように思いますが、どうでしょうか。例えば、2,000円の利用券を400円の入浴券5枚に交換していただければと、ほかの人も誘って有効に使えると思いますが、そのようなことは考えられませんか、見解をお聞きしたいと思います。

最後に、地域見守り訪問事業の28年度の成果として65件とありますが、その内容と、この見守り事業を行政としては、どんな役割を担おうとしていらっしゃるのかをお聞きします。

以上、魅力発信事業の現状と住民に寄り添った福祉政策について伺います。

なお、答弁によりましては再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをまいります。

最初に、魅力発信事業の現状をということでございまして、その中で、ケーブルテレビを活用

した村のPRは進んでいないのに、何をもって評価したのか、どんな内容の評価かということでもありますけども、日吉津村の地方創生総合戦略に基づく事業は、地方創生の推進会議において事業評価をいただいておりますというものであります。この事業評価につきましては、年間数値目標のKPIをもとに判断をしておるという内容でございます。魅力発信事業の評価については、人口の社会増20人の年間目標に対し、24人の社会増を達成しておりますので、A評価となっておりますということでもあります。また、加えて、平成31年目標である人口3,500人、ホームページアクセス数を約2割増とともに、目標数値を超えていることを申し添えるものであります。

村のホームページによる魅力発信事業は、今後どう展開をする予定なのかということですが、魅力の発信については、引き続きホームページで情報を発信していくほか、新たにフェイスブックなどを媒体としての村の動画を配信したり、イベント情報を掲載し、村内外に向けて積極的に広報活動を行う予定であります。

移住・定住促進事業として、鳥取県西部地域振興協議会作成のPR映像コンテンツを専用ウェブページを使って掲載するとある、これはできているのかということでもありますけれども、西部地域振興協議会では、28年度にとっとりWEST、西という意味ですね、とっとりWESTという事業でPR映像コンテンツを作成して、専用のポータルサイトで配信をいたしております。また、本村ホームページの移住・定住のページにもリンクを張り、PRをしております。

続いて、郷土のデータベース化事業でありますけども、質問の内容でありますけども、村政130周年完成予定で、日吉津村の歴史や未来に伝えたい伝統、風習などの記録保存、今までの村の出来事等のデータベース化とあるが、具体的な計画はできているのかという質問内容でありますけれども、総務課の協働推進室では、村広報誌や取材写真のデータ保存を行っておるとのことと、また、113チャンネル番組データの保存については、平成23年秋に、デジタル化以前のビデオテープのデータ化が平成29年度で完成をしております。デジタル化以降の番組は随時保存を開始をしております。

なお、地方創生総合戦略については、平成27年度から平成31年度までを計画期間としたもので、平成31年度に目標達成するために事業に取り組んでいるところであります。郷土データベース化も、議員の言われる村政130周年に向けてということではなく、あくまでも31年度に向けて事業を進めているところであります。

そして、大きな質問の2番目で、より効果のある住民福祉をということではありますが、具体的には、高齢者福祉の一環であるタクシーチケットの助成については、心身に重度の障がいのある方に日常生活の利便と社会活動の参加促進を図るために始めた事業だと、障がい者の生活を支え

るために始めた事業から、平成25年度から全員が運転免許または自家用車を所持されていない65歳以上のみの世帯を対象にしたと、そして27年度からは、運転免許関係なく、75歳以上の高齢者のみの世帯まで拡充をしております。今年度から対象となり得る65歳以上のみの全世帯へ案内文を送付し、制度の周知を図っており、まずは対象者の皆さんに活用していただくことが大切かなというところで考えながら、ここまで制度を拡充してきた経過があります。

そして、さらに、午前中の質問でもありましたけども、平成30年度には村内の南北を走る伯耆大山駅とイオンを結ぶバス路線が運行開始となる予定で、村民の皆さんにとっても利便性が向上すると考えられるわけございまして、公共交通機関の利用と、このタクシー券を組み合わせながら御利用いただければ、さらに行動範囲なり、バスもタクシーの利用効率も上がるのではないかなというふうに考えております。

次に、うなばら荘利用券の交付でありますけども、高齢者福祉施策として、高齢者の日常生活の慰労と世帯内の交流を通じて、もって福祉の向上を図ることを目的としたということで、平成23年度から実施をいたしております。事業内容は、ありましたように、4月1日現在、65歳以上の高齢者に対し、1人2,000円のうなばら荘施設利用券を1枚交付をいたしております。事業開始当初は、宿泊、食事の利用のみの助成の対象としておりましたけれども、平成25年度からは入浴回数券購入時に、平成26年度からは売店も利用可能として、利用者がより利用ができる範囲を広げてきております。お風呂の利用については、利用券に際しておつりは出さないため、回数券購入という方法で利用をしていただいておりますけれども、現在は、食事と売店の併用も可能としておりますので、利用範囲については、うなばら荘と協議をしながら検討をしたいというふうに考えております。

次に、2番の2の質問内容で、地域見守り訪問事業は現在どういう体制かということでありますが、この事業は日吉津村社会福祉協議会へ委託し、昨年度より事業を実施をいたしております。体制については、社会福祉協議会職員2名が中心となって訪問活動を行っております。昨年度は、民生児童委員とともに、独居高齢者、高齢者のみの世帯を対象として、65歳以上の訪問を行っていただいたと報告を受けております。今年度は、前年度の訪問により気になる世帯や、介護予防事業を利用されている方で気になる方や、自治会内で気になる方などを中心に訪問を行っていただいております。1カ月に1度、定期的に訪問する世帯が現在3世帯、不定期的な訪問等を行っている世帯が29世帯という状況であります。

そのほかにも、地域活動への参加等を通して高齢者のニーズ把握や、台風や大雪の際の独居高齢者への安否確認等も行っております。訪問頻度については、高齢者の状況に合わせて決めてお

りますけれども、今後は月単位の定期的な訪問件数をふやしていく方向で事業を展開をしていく予定であります。来年度は、職員による訪問活動だけでなく、地域での見守り体制をつくるため、福祉推進員への研修や啓発活動も行う予定であります。

事業の課題については、村と社協との協議や、高齢者の生活支援体制を考えていく協議体の中でも意見交換をして、高齢者が安心して暮らせるような事業を充実させていきたいと考えております。この協議体という組織が去年からかな、介護保険の制度の中で新たに出てきた組織であります。社協や包括支援センターなどと、そして高齢者も含めて、議論をする場がつくられたということでもありますので、進む高齢化社会の中での課題をさらに地域の中で議論をしていくという組織が法律改正によってできたということでもありますので、余りまだなじみのない協議体というものでありますけれども、この組織もこれからしっかりと地域の高齢者の課題に取り組んでいく組織になりますし、地域包括支援センターなどもこの協議体の中で、社会福祉協議会もこの協議体の中で、高齢者の対策の議論をしていくということになりましたので、既に御案内かと思えますけれども、そのようなことを申し添えさせていただきまして、河中議員の一般質問のお答えとさせていただきますけれども、日吉津村の歴史や未来に伝えたい伝統、風習などの記録保存については、教育長から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

以上で河中議員の一般質問に対するお答えといたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 河中議員の一般質問にお答えいたします。

教育委員会事務局におきましては、村指定の文化財、そして民俗資料館の展示資料のデータ化を計画し、進めてまいっているところでございます。平成29年度中、今年度中は、村のホームページに新規に村指定の文化財として指定いたしました2カ所の常夜燈の紹介ページを設けたところでございます。さらには現存の文化財の管理状況の中から、海川のさいの神さんの土台の修繕、海川、今吉の2カ所で案内看板が破損しておりましたので、その修繕の状況も紹介しているところでございます。また、村文化財であります蚊屋島神社の各建築物のうち、龍の彫刻の部分的な破損や全体的な経年劣化が認められましたので、修繕を行いました。このこともホームページで修復前、修復後が比較できるような形で紹介をしているところでございます。

今後、平成30年度につきましては、村指定文化財の写真データをさらに補強する方策として、今まで正面からの一方向からだけ撮影したりしておりましたが、左右や背面等の多方向から撮影して、データとして残していく予定としておるところでございます。また、文化財の内容によりましては、文化財に付随しております文字や彫刻の細部を接写いたしまして、近接して撮影しま

して、文化財の特徴がわかりやすいよう、詳細な記録として残していく予定としているところでございます。

そして、民俗資料館内の写真につきましても、村ホームページで紹介しているところでございますが、現在は6つのコーナーの全体写真であります。これもコーナーごとに単品の展示物も撮影してまいりたいと考えておりますし、これにつきましても、多方向からの撮影や細部についての接写を行うよう計画をしているところでございます。この30年度以降、必要な村内の事物、今昔の事物につきましても、今後また必要なものをどう記録に残していくかを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

予算や人的体制についてはどうかというふうなお尋ねでございましたが、現時点、特別な予算計上はしておりませんで、平成28年度に購入した機器によりまして、現行の人的体制でできる範囲で実施してまいる計画でございます。

以上で河中議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） では、再質問させていただきます。

まず、魅力発信事業、A評価について申し上げます。なるほど、移住定住によりまして人口増は進んだでしょうけれども、私は、この事業の目的は人口増だけのものではなくて、村の活性化や産業の担い手確保という観点でも捉えていたものですから、少し甘いのではないかなと思った次第です。

ホームページ、それからアクセスについても同様です。この魅力発信事業についてアクセスされたのか、日吉津村としてアクセスされたものが全部数値にあらわれているのかと思ったものですから。そういうことも含めて、ちょっと優しいというか、甘い評価だったのではないかなと思いました。ホームページにつきましても、動画も流せるようにすると言いつつまだできておりませんし、使い勝手のほうも余りよくないものですから、このA評価というのをちょっと疑問に思って質問させていただきました。ただ、先ほどおっしゃいましたけれども、KPI数値目標を達成したからということであれば、それはそういう見方もあろうかなというふうに理解いたします。

ところで、ホームページについてです。話はちょっとそれですが、ホームページをもっと使いやすく、見やすくできないものでしょうか。各課の業務がもう毛細血管のように複雑に明記されておりますけれども、放送でも、村のホームページをごらんくださいと勧められる割には、

古いデータがそのままのものもあります。例えば総合計画の中の審議会委員は、もう引退された議員の名前が記載されております。策定委員会委員もしかりです。退職されました職員の名前が何人か載っております。各課でもう一度見直しをかけて、このあたりはやはり適当な時期に新しくなさいませんか、と見ますと、平成22年から23年度など書いたのがずらっと出てきます。やっぱりホームページっていうのは今本当に皆さんが検索されることですので、お忙しいでしょうけれども、そういうことはきれいにしておいていただきたいなと、希望いたします。

西部地域の振興協議会のPRビデオの視聴方法は、そういうことであるかということでもわかりました。つまり、結局は村独自のホームページには張りつけはまだできていないということのようですね。

それと、ちょっと違いますけども、質問します。以前、村独自のPRをつくる予定というふうにおっしゃったと思いますけども、現在どうなっておりますでしょうか。これには肖像権の問題などもありまして、口で言うほど簡単ではないかもしれませんが、それでもやっぱりあったほうがいいと思いますので、今後どのように展開されるのか、予定などございましたら教えてください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 河中議員の御質問にお答えします。

質問の回答の前に、先ほどのホームページですけど、今のトップページについては、今現在ちょっと見直しを図ろうと、もうちょっと見やすくしようということで、改正するようにしております。

それから、資料が古いのが載ってるということで、各課には随時修正をとということでは流しておりますけども、まだまだあるようですので、もう一度その辺は徹底していきたいなというぐあいに思います。

それと、御質問の件ですけども、「ひえづのうた」を今つくって、プロモーションビデオをつくるということで、ケーブルテレビを利用したものを後ろのほうに流しながらということで、今つくる予定になっておりますので、それができた後に、ケーブルテレビから撮ってきた映像等を利用して、村のプロモーションビデオを検討していく予定にしておりますので、御理解のほどお願いしたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） その村のPRビデオですけども、それこそ余計なことかもしれませんが、ユーチューブ、日吉津村と打ちますと、日吉津村の方でない動画がいろいろ出てきま

す。一番いいなと思って私が見ているのは、ドローンで日野川から日本海、それから日吉津村と
いのを見てるようなのが出るんです。そういったようなのをほかの方の協力を得ながら出され
たら、これには肖像権もそうかかってきませんから、そういうようなやり方ってあるんじゃない
かなと思う。これからチューリップが咲きますし、このドローンというのはいいいなと思って見て
おります。余談でした、済みません。

データベース化について再質問させていただきます。先ほど伺ってありましたら、ちょっと私
が考えていたデータベース化とは違っているなというふうに思いました。データベース化事業、
今取り組んでいらっしゃる事業につきましては、特に130周年という取り組みではないとい
うことは理解いたしました。ただ、その周年でいいますと、区切りとしては10年、10年と
いうふうな節目ですので、内々ではそういうことで目標にされて、業務を進められてもいいんじ
ゃないかなと思います。先ほどから申してまうけれども、データベース化っていうのは大変重要
な取り組みですので、ぜひ体制を整えて取り組んでいただきたいと思います。かといって、職員
をじゃあ、ふやしなさいと、そういうことではありません。人的、時間的な問題など難しいこと
もあろうかと思っております。

小さな親切、大きなお世話かもしれませんが、先ほど資料館の写真とか文章というよう
なことがありましたけれども、例えば写真とか古文書とか、そういうことの資料を起こすという
ことにつきましては、村内で活動中のグループ活動の方たちに協力をお願いしてみるとか、ある
いはまちづくりなどでは大学のゼミ生、それからサークル、そういうのを使っております。そう
いう大学生の力をかりて、まちづくりと一緒にこういう資料、データ化をやっていく、これはそ
ういう方法もありますので、外部の力をかりながら、完成度の高いものにしていただきたいと思
いますけれども、そのあたりどうでしょう、この点は。どちらが答えになるのかわかりません
が。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 郷土のデータベース化ということで、先ほど教育長のほうから回答
があったように、いろいろやっていますけれども、今のところそういう人的体制でということでは回
答しておりますけれども、大学生の力とか、グループ活動というところが今御意見をいただきました
ので、その点についてはちょっと検討してみたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひ、そういうふうにちょっとやわらかく考えて取り組んでい
だきたいなと思います。本当に大学のサークルとかゼミはしっかりと町村に入って取り組んでい

るところがありますから、そういうようなことも考えながら、ぜひ納得のいく、そういうものをつくっていただきたいと思います。

福祉についてちょっと再質問させていただきます。まず、タクシー券ですけれども、先ほども申しましたけれども、1回1枚500円というふうになっています。今、こういうようなことを先日、話し合ったことがあります。1台のタクシーを頼みまして、それを1人で使うのではなく、同じ目的を持った方と乗り合わせて使う、そうすれば1台のタクシーで4人まで乗れます。しかも、玄関横づけで目的地まで運んでもらえますから、これは本当に一石二鳥ではないかと、それこそ今吉のえんがわでそういったような話をしたんですけれども、こういった場合、例えば4人の中で2人が対象者でした。その方たちが1回として500円チケットを2枚使って、1,000円のタクシー代として使えますかということをお伺いしたんです。タクシー会社のほうに問い合わせましたところ、乗客の家を回ることには何の問題ありません。ただ、チケットは1回1枚となっていますということでしたので、ああ、やっぱりそうかと思いました。ただ、つけて、行政が許可さえされれば、うちは何枚でも構いませんよというようなことでしたので、その辺がもう何が何でも、1人乗ろうと何だろうと、とにかくタクシー1台について1枚ということなのかどうかというのを教えてください。本当に1軒ずつずっと近場の人を回って拾ってあげるというのはとてもいいことですので、そういったようなことをしたいなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 河中議員の御質問にお答えいたします。

タクシー券の助成の件につきましてですが、まず、御質問の中でありました、河中議員がおっしゃった外出すること自体が大事だと、どんどん地域に出て行ってほしいということ、事業趣旨としてはそのものでございます。それで利用方法なんですけど、お一人1枚ということにさせていただいております。ということですので、乗り合わせて1人が1枚ずつ使われるということは特に禁止はしていません。私もタクシー会社のほうに問い合わせてみました、実際あるのかなと思ひまして。そしたら、そういった方はないということで、乗られるんだったらやっぱりお一人で利用されるようですよということを言われました。ただ、ルール上はそういう読み取り方もできますけれども、実際にそれがいいということになれば、もうちょっと周知をしていく必要があると思いますので、それはもう一度ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、あわせて、最初の質問の中でありました質問をちょっと答えさせていただきます。65歳以上の御家庭で若い方がいらっしゃるという場合ですよね。やはりその場合は御家族

の方と協力し合って、外に出るときにはお手伝いをしていただくというようなことでお願いしたいなと思います。

それから、うなばら荘の件でも御質問いただきました。2,000円の券を例えば400円のを5枚で使えないかということもおっしゃいましたけれども、今のところはそういった使い方はできないというふうになっております。ただ、村長の答弁でも申しあげましたように、食事と売店の併用も可というようなことをしておりますので、じゃあ、売店とお風呂の併用はできないのかとか、それから食事とお風呂の併用はできないのか、そして、そういったお風呂の回数の利用ができないのかという、基本的におつりは出ないというのは、これはもう動かすことはできないと思いますけれども、そういったさまざまな利用法について、もうちょっと検討していきたいなというふうに感じております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） タクシーの助成につきましては、ぱっと目の前が明るくなったような感じがいたしますので、また、聞きましたら、例えば今吉からですと、イオンまで行くのはもう大体ワンメーターっていいですか、ほとんどその金で行けるんだそうです。ですから、本当に家のほうまでずっと回ってあげるといいなと思ひましてね、それは考えていかないといけないんじゃないかなと思ってでした。

それから、うなばら荘については、今後検討していただきますけれども、やっぱり3,600円ってということなんですね、回数券ってことなんですね。

○福祉保健課長（小原 義人君） そのあたりも検討します。

○議員（1番 河中 博子君） ということですね。はい、わかりました。

じゃあ、済みません、ちょっと別件です。地域見守り訪問事業についてですけども、先ほどの答弁を聞いていまして、去年からの施策だということで、非常にいいことだなと思っております。ちょっと基本的なことをお尋ねしますけども、これは行政、村とのかかわりというのは、社協のほうに委託をしている事業なので、村の福祉保健課の方が一緒に加わって行動をしているということではないってことですか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 河中議員の御質問にお答えします。

この地域見守り訪問事業ということに関しては社協に委託しております。ただ、村としては、別にまた訪問事業はしているところです。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（１番 河中 博子君） わかりました。社協のこの取り組みは本当にいいと思いますから、昨年からということで、先ほどおっしゃった、これからは協議体とかいうのでやるということでしたので、ぜひ本当に実のあるものにしていただきたいと思います。

村とのかかわりというのを私がさっき伺いましたのは、以前、行政としてひとり暮らしの方たちの家庭訪問をしていらっしゃるかと福祉課の方に伺いましたら、はい、年１回、熱中症予防のときにやっていますというお答えでした。先ほど村長の答弁の中にもそういうことがありましたけれども、そのとき私は、年１回というのは余りにも少ないのではないかというふうに記憶があったものですから、それとこの地域見守り訪問事業と行政とのかかわりはどういうことなんでしょうかというつもりで伺いました。これから検討していくということですので期待しておりますけれども、恒常的な人手不足など、思うに任せないところは、それはあるかもしれませんが、住民が行政に何を求めているのかを考えていただいて、行政としても、週単位とまではいかないかもしれませんが、月単位で何かアクションできるようなことはできないかと、そういったようなことを制度化していただけると、本当に住民の方は役場の方が行かれると喜ばれます。そういうことを考えていただいて、住民に寄り添った住民に喜ばれる福祉を進めていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で１番、河中議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、明日９時から一般質問２日目を行います。９時までに議場に参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会します。御苦労さまでした。

午後２時４６分散会
